

## 第 2 章

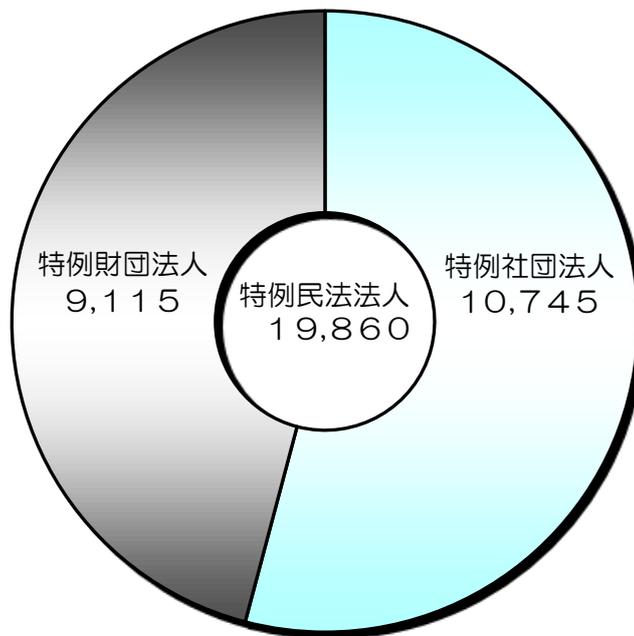
# 特例民法法人の現況

## 第 1 節 基礎的事項

### 1. 特例民法法人の数

平成23年12月1日現在の特例民法法人数は19,860法人であり、うち特例社団法人が10,745法人、特例財団法人が9,115法人である（図2-1-1）。

図2-1-1 特例民法法人数

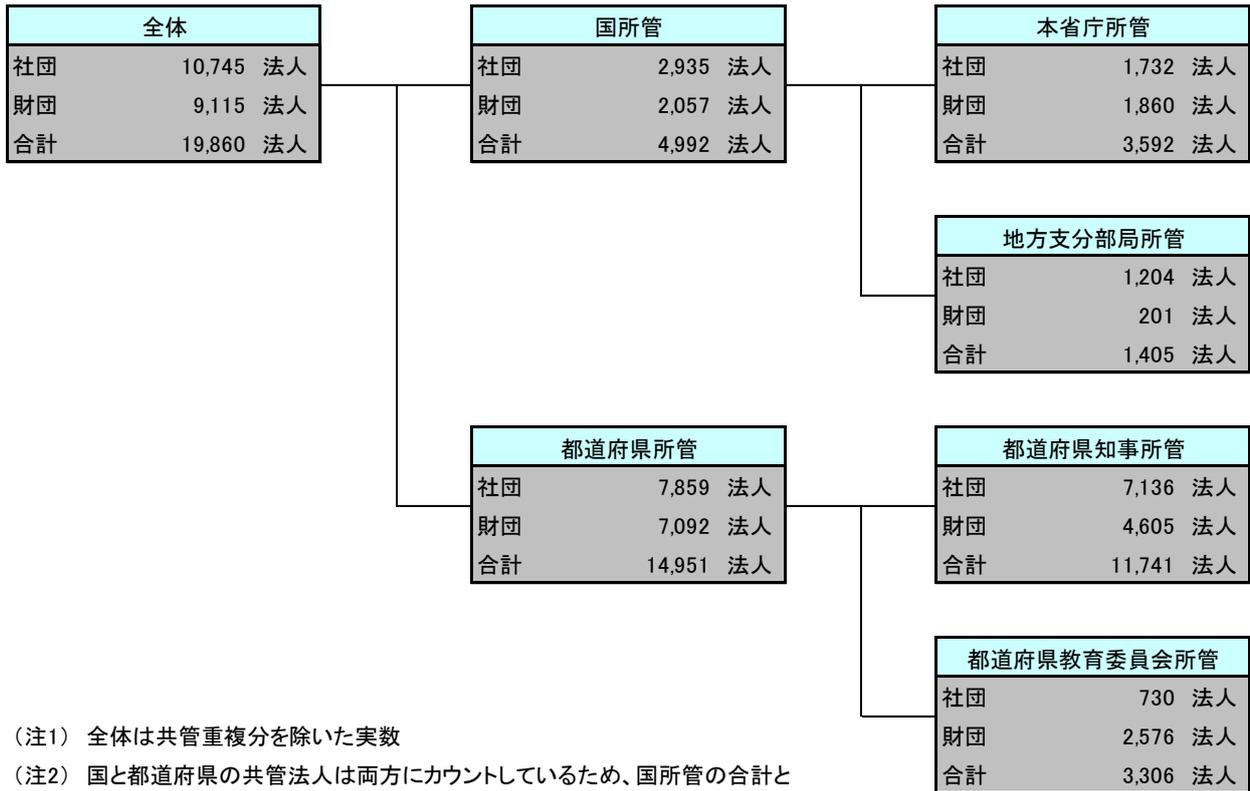


すべての特例民法法人（平成20年12月1日より前は公益法人。以下同じ。）は、その目的・事業の内容や活動の範囲によって、各所管官庁の監督を受けている。所管官庁は、まず、国と都道府県とに区分される。さらに、国は、本省庁（民法上の主務官庁（1府11省）及び内閣府の外局）と地方支分部局（金融庁、総務省、財務省、厚生労働省、国土交通省及び環境省）とに区分され、都道府県は、都道府県知事と都道府県教育委員会とに区分される。

なお、目的・事業の内容が、複数の官庁の所掌事務に関連する場合には、それらの官庁の「共管」という形で指導監督等が行われることになる。このように、複数の官庁の指導監督等を受けている特例民法法人があることから、所管官庁ごとの特例民法法人数の単純な合計数（延べ数）は、所管官庁間の共管重複分だけ実際の特例民法法人数（実数）よりも多くなる。

所管類型ごと法人数（実数）を示したものが図2-1-2、また、所管官庁別法人数を示したものが表2-1-3である。

図2-1-2 所管類型別法人数



(注1) 全体は共管重複分を除いた実数

(注2) 国と都道府県の共管法人は両方にカウントしているため、国所管の合計と都道府県所管の合計とを加えても全体の合計とは一致しない(以下同様)。

表2-1-3 所管官庁別法人数

■総計

	延べ数				実数			
	社団	財団	合計	前年合計	社団	財団	合計	前年合計
国所管	3,079	2,233	5,312	6,523	2,935	2,057	4,992	6,100
都道府県所管	7,866	7,181	15,047	16,931	7,859	7,092	14,951	16,801
合計	10,946	9,414	20,360	23,454	10,745	9,115	19,860	22,783

■国所管

	本省庁			地方支分部局			省庁別合計			省庁別前年合計
	社団	財団	合計	社団	財団	合計	社団	財団	合計	
内閣府	25	28	53	-	-	-	25	28	53	69
警察庁	16	17	33	-	-	-	16	17	33	45
金融庁	23	5	28	67	1	68	90	6	96	122
消費者庁	9	1	10	-	-	-	9	1	10	12
総務省	58	128	186	51	9	60	109	137	246	274
法務省	93	22	115	-	-	-	93	22	115	130
外務省	76	81	157	-	-	-	76	81	157	194
財務省	13	14	27	535	1	536	548	15	563	695
文部科学省	462	884	1,346	-	-	-	462	884	1,346	1,735
厚生労働省	226	281	507	172	80	252	398	361	759	956
農林水産省	233	117	350	-	-	-	233	117	350	401
経済産業省	338	206	544	-	-	-	338	206	544	714
国土交通省	258	208	466	387	109	496	645	317	962	1,069
環境省	30	30	60	1	1	2	31	31	62	85
防衛省	6	10	16	-	-	-	6	10	16	21
省庁合計	1,732	1,860	3,592	1,203	201	1,405	2,935	2,057	4,992	6,100

(注) 省庁合計は、省庁間の共管を除いた実数。

## ■都道府県所管

	知 事			教育委員会			都道府県別合計			都道府県別 前年合計
	社 団	財 団	合 計	社 団	財 団	合 計	社 団	財 団	合 計	
北 海 道	398	188	586	12	88	100	410	272	682	774
青 森 県	145	69	214	15	74	89	160	143	303	322
岩 手 県	153	73	226	14	45	59	167	118	285	304
宮 城 県	135	97	232	14	48	62	149	145	294	311
秋 田 県	129	57	186	4	29	33	133	86	219	241
山 形 県	122	58	180	13	85	98	135	139	274	310
福 島 県	156	109	265	7	55	62	163	163	326	347
茨 城 県	164	108	272	4	30	34	168	136	304	331
栃 木 県	116	79	195	13	52	65	128	122	250	274
群 馬 県	140	86	226	10	27	37	150	112	262	314
埼 玉 県	231	118	349	7	36	43	238	151	389	418
千 葉 県	206	130	336	10	56	66	216	180	396	432
東 京 都	262	127	389	41	156	197	302	279	581	761
神 奈 川 県	250	159	409	29	79	108	279	235	514	574
新 潟 県	175	123	298	18	53	71	193	174	367	406
富 山 県	97	78	175	1	44	45	98	119	217	246
石 川 県	132	110	242	11	49	60	143	155	298	319
福 井 県	112	78	190	9	37	46	121	110	231	265
山 梨 県	92	46	138	8	35	43	100	81	181	205
長 野 県	145	101	246	39	70	109	184	171	355	421
岐 阜 県	144	92	236	6	53	59	150	142	292	335
静 岡 県	200	106	306	129	50	179	326	155	481	531
愛 知 県	222	141	363	7	77	84	229	216	445	501
三 重 県	113	68	181	20	39	59	133	105	238	265
滋 賀 県	97	70	167	3	47	50	100	110	210	262
京 都 府	143	117	260	15	136	151	158	251	409	494
大 阪 府	319	247	566	30	115	145	348	360	708	808
兵 庫 県	178	132	310	32	95	127	210	224	434	521
奈 良 県	83	103	186	9	31	40	92	134	226	280
和 歌 山 県	102	55	157	33	47	80	135	102	237	262
鳥 取 県	76	69	145	3	33	36	79	102	181	186
島 根 県	113	85	198	5	41	46	118	124	242	270
岡 山 県	171	158	329	3	41	44	173	197	370	400
広 島 県	139	140	279	19	67	86	158	206	364	433
山 口 県	183	90	273	15	60	75	198	149	347	363
徳 島 県	82	55	137	8	11	19	90	66	156	191
香 川 県	86	77	163	6	44	50	92	120	212	240
愛 媛 県	91	81	172	6	42	48	97	121	218	245
高 知 県	117	90	207	13	52	65	130	142	272	285
福 岡 県	249	159	408	20	108	128	269	267	536	587
佐 賀 県	89	56	145	8	37	45	97	90	187	198
長 崎 県	154	88	242	6	30	36	160	118	278	290
熊 本 県	118	58	176	6	42	48	124	100	224	241
大 分 県	127	71	198	13	24	37	140	94	234	257
宮 崎 県	128	57	185	8	30	38	136	87	223	240
鹿 児 島 県	137	67	204	11	49	60	148	115	263	296
沖 縄 県	115	79	194	17	27	44	132	104	236	245
都 道 府 県 合 計	7,136	4,605	11,741	730	2,576	3,306	7,859	7,092	14,951	16,801

(注) 都道府県別合計は、知事と教育委員会との共管を除いた実数

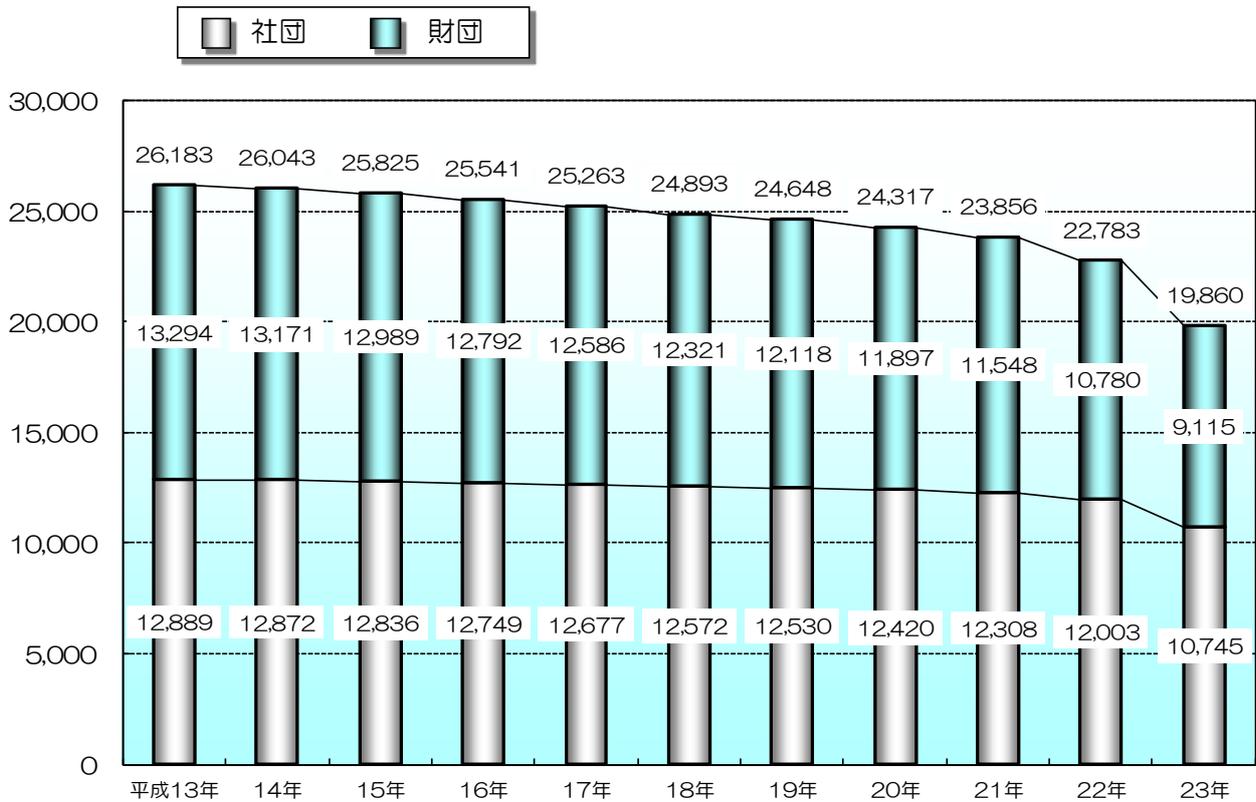
## 2. 法人数の推移

特例民法法人数(実数)の推移は、図2-1-4のとおりである。公益法人の数は、平成10年の26,380法人をピークに減少に転じ、平成23年12月1日現在の特例民法法人数は、前年に比べ、全体で2,923法人(12.8%)減少した。このうち新制度の法人に移行した法人は計2,276法人(うち公益法人1,624法人、一般法人652法人)である。

国所管法人は1,108法人(18.2%)減少し、都道府県所管法人も1,850法人(11.0%)減少している(うち35法人は、国と都道府県の共管法人)。

※新公益法人制度が施行された平成20年12月1日以降は特例民法法人が新設されることはない。

図2-1-4 法人数の推移



※各年の数値は、調査年12月1日(平成19年以前については10月1日)現在における法人数である。

## 2-1 減少事由別法人数

平成13年以降の減少法人数は、表2-1-5のとおりである。

表2-1-5 減少法人数

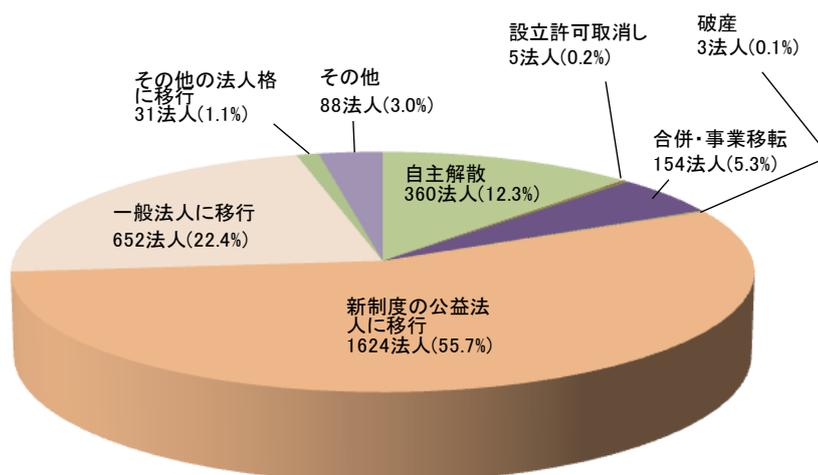
		平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
国所管	社団	39	54	85	34	44	35	42	43	130	508
	財団	39	44	46	42	48	42	70	85	263	600
	合計	78	98	131	76	92	77	112	128	393	1,108
都道府県所管	社団	83	118	76	136	193	97	137	67	185	763
	財団	153	226	195	212	260	196	172	256	503	1,087
	合計	236	344	271	348	453	293	309	323	688	1,850
全体	社団	120	170	161	169	217	123	179	110	309	1,255
	財団	192	269	241	253	308	238	242	341	764	1,662
	合計	312	439	402	422	525	361	421	451	1,073	2,917

※ 各年の数値は、平成19年までは調査年の前年の10月2日から調査年の10月1日までの間、20年については前年の10月2日から調査年の12月1日までの間、21年以降については前年の12月2日から調査年の12月1日までの間における減少法人数である。

図2-1-6は、平成23年に減少した2,923法人のうち、休眠化した6法人を除く2,917法人について、その減少事由を分類したものである。なお、この分類は、旧民法に規定されていた解散事由とは異なる。

- ① 「自主解散」とは、定款に定められた解散事由の発生、社員総会の決議のように法人が自らの意思により解散した場合であり、360法人（12.3%）であった。
- ② 「設立許可取消し」とは、所管官庁が旧民法第71条に基づいて設立許可を取り消した場合であり、5法人（0.2%）であった。
- ③ 「合併・事業移転」とは、法律に基づく合併のほか、特に地方自治体が出えん等を行って設立したいわゆる外郭団体的法人の整理・統廃合等に伴い解散した場合を実態的に見て区分したものを含め、154法人（5.3%）であった。
- ④ 「破産」とは、破産法（平成16年法律第75号）の規定に従い破産手続開始の決定を受け解散した場合であり、3法人（0.1%）であった。
- ⑤ 「新制度の公益法人に移行」とは、新公益法人制度の施行により、公益法人への移行の場合であり、1,624法人（55.7%）であった。
- ⑥ 「一般法人に移行」とは、新公益法人制度の施行により、一般法人への移行の場合であり、652法人（22.4%）であった。
- ⑦ 「その他の法人格に移行」とは、社会福祉法人等への組織変更の場合であり、31法人（1.1%）であった。
- ⑧ 「その他」とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づく地縁による団体等への移行の場合であり、88法人（3.0%）であった。

図2-1-6 減少事由別法人数



### 3. 法人の分類

#### (性格別法人数)

特例民法法人の中には、法人格を取得する手段が旧民法第34条に限られていたために設立を認められた法人や、設立を許可された時点においては公益性があると判断されていたが、指導監督基準に照らすと公益性に乏しい法人又は公益性が認められない法人も存在している。

表2-1-7は、各所管官庁が、公益性に関する基準から判断して、所管法人を①本来の公益法人、②互助・共済団体等、③営利法人等転換候補及び④その他の4類型に分類したものである。

表2-1-7 性格別法人数

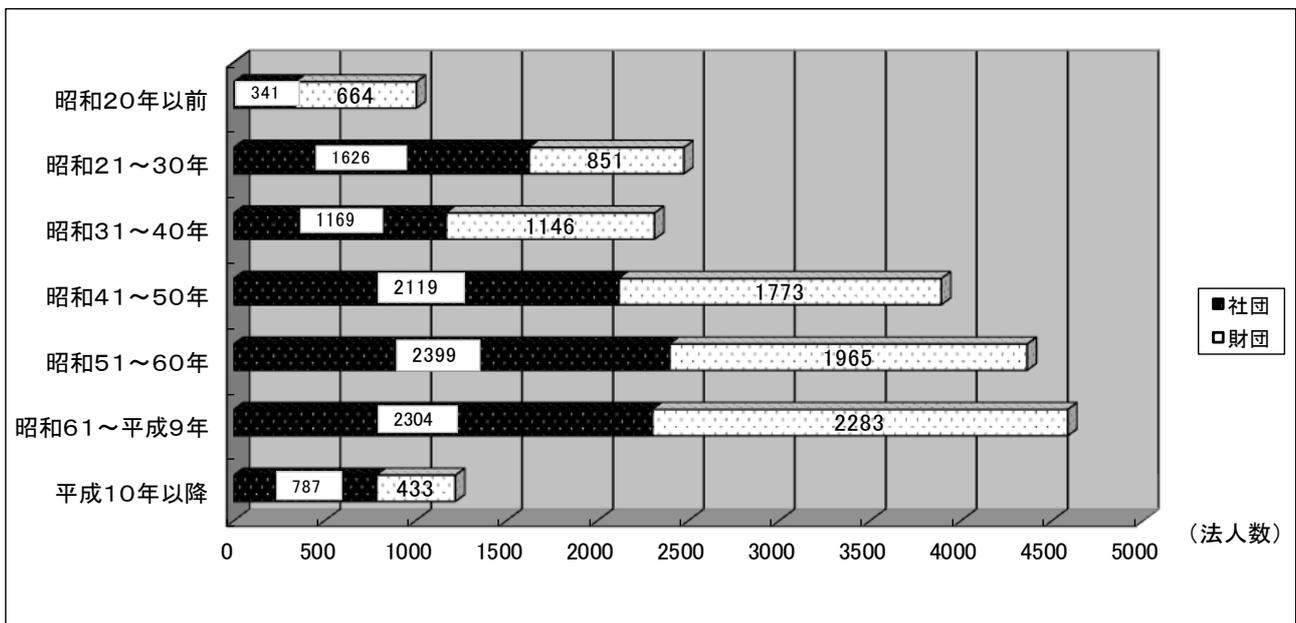
所管官庁		法人数	性格別法人数				
			本公益法人	来の法人	の互助・共済団体等	営利法人等転換候補	その他
国所管	社団	2,935	2,796		137	0	2
	財団	2,057	2,034		22	1	0
都道府県所管	社団	7,859	5,358		2,425	14	62
	財団	7,092	6,387		625	5	75
合計		19,860	16,493		3,208	20	139
		比率(%)	83.0		16.2	0.1	0.7

#### (設立年代別法人数)

設立年代別の法人数及び特例社団法人・特例財団法人の比率を示したものが図2-1-8である。これは、平成23年12月1日現在において活動中である法人を設立許可された年ごとに集計したものであり、かつて存在していたが現在は解散、あるいは休眠化等により活動していない法人は含まれていないため、各年代に設立許可された法人数とは異なる。

「昭和20年以前」について見ると、明治期の設立が166法人、大正期の設立が259法人、昭和元年から20年の設立が580法人である。なお、今回の調査で把握した最も設立の古い法人は、明治17年2月21日（旧民法施行前）に設立された特例社団法人報徳遠譲社第三分社船明東社（静岡県教育委員会所管）である。

図2-1-8 設立年代別法人数



## (設立目的別法人数)

特例民法法人の設立目的を、①生活一般、②教育・学術・文化、③政治・行政及び④産業の4分野にまず区分し、更に小分類項目に区分したものが表2-1-9である。特例民法法人概況調査においては、小分類の中から主たる設立目的を2つ以内で記入することとしているため、合計数は法人数とは一致していない。また、大別した4分野の法人数は、小分類項目の法人数の単純合計であり、割合欄の数値は延べ法人数(20,360法人)に対する百分率である。

大別した4分類では、「生活一般」が11,280法人(55.4%)と最多であり、「教育・学術・文化」が8,019人(39.4%)、「産業」が5,673法人(27.9%)、「政治・行政」が2,332法人(11.5%)と続いている。

表2-1-9 設立目的別法人数

	合 計		国 所 管		都道府県所管	
		割合(%)	社 団	財 団	社 団	財 団
延べ法人数	20,360	100.0	3,080	2,233	7,866	7,181
生活一般の小計	11,280	55.4	966	825	5,463	4,026
家庭生活	129	0.6	6	7	91	25
保健・衛生・医療	3,474	17.1	154	235	2,352	733
体育・レクリエーション	1,375	6.8	150	120	340	765
保 育	139	0.7	3	1	13	122
福祉・援護	1,519	7.5	64	105	594	756
職業・労働	1,618	7.9	236	98	989	295
福利・共済	953	4.7	49	125	303	476
居住・生活環境	852	4.2	69	46	261	476
安 全	743	3.6	126	49	362	206
その他の生活一般	478	2.3	109	39	158	172
教育・学術・文化の小計	8,019	39.4	940	1,692	1,664	3,723
教 育	2,287	11.2	171	295	601	1,220
育英・奨学	1,067	5.2	23	271	53	720
学術・研究	1,386	6.8	277	507	313	289
文化・芸術	1,461	7.2	144	183	181	953
報道・出版	237	1.2	102	66	39	30
宗教関係	168	0.8	12	39	18	99
国際交流	788	3.9	177	278	160	173
その他の教育学術	625	3.1	34	53	299	239
政治・行政の小計	2,332	11.5	780	269	606	677
政治・行政	218	1.1	36	38	78	66
財政・経済	665	3.3	570	19	61	15
総合計画	65	0.3	12	14	12	27
地方行政	538	2.6	31	42	143	322
自然・環境	391	1.9	41	50	140	160
国際関係	250	1.2	62	88	61	39
その他の政治行政	205	1.0	28	18	111	48
産業の小計	5,673	27.9	1,493	581	2,475	1,124
金融・保険	109	0.5	95	9	1	4
農林水産	1,680	8.3	221	95	830	534
通商産業	1,465	7.2	319	176	640	330
運輸・交通	542	2.7	382	110	38	12
建設	835	4.1	151	44	565	75
通信	164	0.8	86	41	33	4
情報	480	2.4	165	74	156	85
その他の産業	398	2.0	74	32	212	80
合 計	27,304	-	4,179	3,367	10,208	9,550

(注) 割合は、延べ法人数に対する百分率。

## (事業種別法人数)

特例民法法人の設立目的を達成するために行う事業内容に従って分類したものが表2-1-10である。特例民法法人概況調査では、主たる設立目的の一つに対して、主たる事業内容を2種類以内で記入することとしているため、合計数は設立目的における法人数よりも多くなっている。また、割合欄の数値は延べ法人数(20,360法人)に対する百分率である。

事業の種類として一番多く挙げられたのは、「指導・育成」で13,020法人(63.9%)、次に多いのが「振興・奨励」で9,647法人(47.4%)、以下、「調査・研究」の8,943法人(43.9%)、「普及・広報」の6,495法人(31.9%)と続いている。

表2-1-10 事業種別法人数

	合 計		国 所 管		都道府県所管	
		割合(%)	社 団	財 団	社 団	財 団
延べ法人数	20,360	100.0	3,080	2,233	7,866	7,181
振興・奨励の小計	9,647	47.4	640	1,366	3,002	4,639
振 興	4,504	22.1	370	355	1,993	1,786
助 成 ・ 給 付	3,186	15.6	96	732	438	1,920
貸 与	477	2.3	17	67	61	332
表 彰	411	2.0	51	107	82	171
信 用 保 証	85	0.4	19	16	26	24
その他の振興・奨励	984	4.8	87	89	402	406
指導・育成の小計	13,020	63.9	1,940	1,061	6,866	3,153
教 育 ・ 訓 練	2,266	11.1	353	232	1,028	653
相 談	1,041	5.1	100	87	526	328
研 修 会 ・ 講 習 会	6,336	31.1	1,026	486	3,554	1,270
その他の指導・育成	3,377	16.6	461	256	1,758	902
調査・研究の小計	8,943	43.9	2,449	1,534	3,215	1,745
研 究	3,505	17.2	1,029	670	1,124	682
情 報 の 収 集	1,853	9.1	517	277	702	357
情報資料の作成・分析等	845	4.2	261	170	253	161
その他の調査・研究	2,740	13.5	642	417	1,136	545
普及・広報の小計	6,495	31.9	1,928	863	2,271	1,433
普 及	3,841	18.9	1,147	426	1,362	906
雑 誌 ・ 図 書 の 出 版	680	3.3	255	207	98	120
説 明 会	214	1.1	134	14	51	15
その他の普及・広報	1,760	8.6	392	216	760	392
検査・検定の小計	813	4.0	162	218	238	195
検 査 ・ 検 定	474	2.3	51	116	168	139
資 格 の 付 与 ・ 指 定	152	0.7	81	44	15	12
証 明	88	0.4	14	34	28	12
その他の検査・検定	99	0.5	16	24	27	32
交流の小計	2,139	10.5	424	439	896	380
連 絡	244	1.2	82	15	114	33
国 内 交 流	451	2.2	62	49	265	75
国 際 交 流	999	4.9	243	341	225	190
その他の交流	445	2.2	37	34	292	82
共済の小計	876	4.3	47	67	355	407
共 済	525	2.6	34	36	176	279
補 償	121	0.6	9	14	66	32
その他の共済	230	1.1	4	17	113	96
施設の運営の小計	4,810	23.6	125	373	708	3,604
会 館 ・ 施 設 の 建 設	266	1.3	26	36	58	146
会 館 ・ 施 設 の 管 理	2,396	11.8	31	135	322	1,908
会 館 ・ 施 設 の 貸 与	604	3.0	26	48	119	411
会 館 ・ 施 設 の 公 開	307	1.5	1	27	18	261
その他の施設の運営	1,237	6.1	41	127	191	878
その他	1,750	8.6	187	106	878	579
合 計	48,493	-	7,902	6,027	18,429	16,135

(注) 割合は、延べ法人数に対する百分率。

#### 4. 特例社団法人における法律上の社員

社員とは、特例社団法人の法人格の基礎となる構成員（個人、団体（法人）を問わない。）のことであり、通常、会費等を払って法人運営（総会等）に参加している。

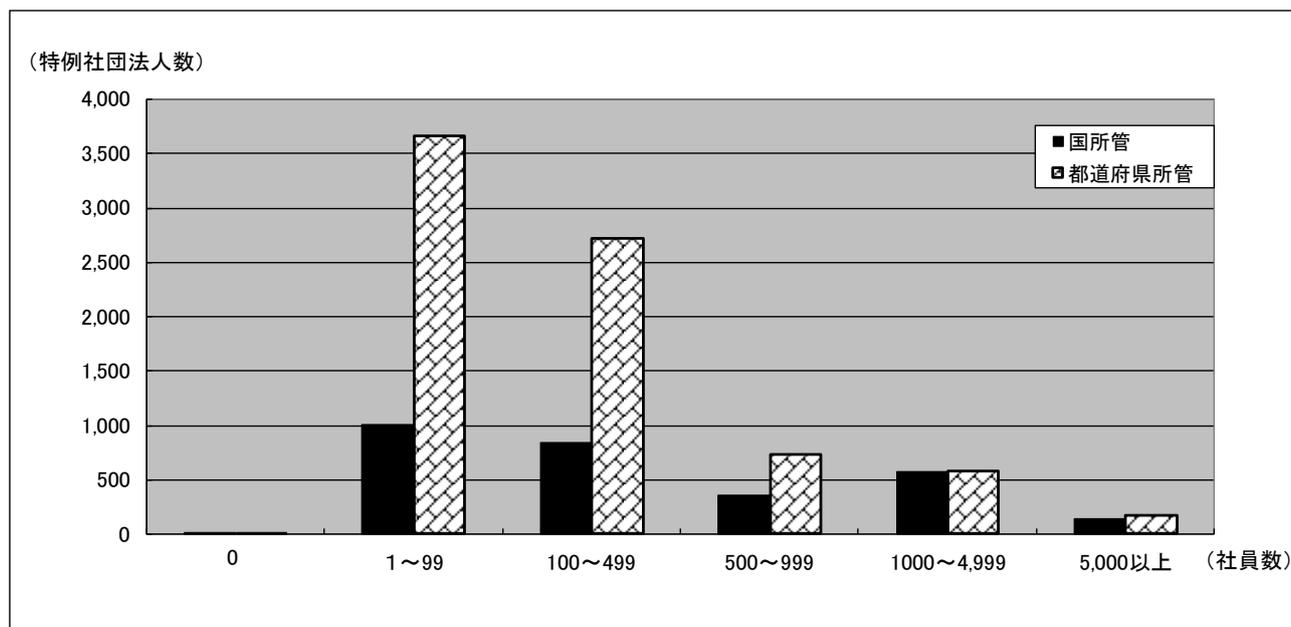
社員数の規模別法人数を示したものが図表2-1-11である。これによると、99社員以下の小規模法人が4,643法人と4割以上を占めている（この中に社員数0の法人が18法人含まれているが、社員の欠亡は法律上の解散事由に当たるため、清算手続に入る必要がある。）。5,000社員以上を擁する法人は311法人で、このうち5万社員以上の法人も18法人あった。

1法人当たりの平均社員数は925社員であるが、これは一部の極めて規模の大きい法人が全体の平均を引き上げているためであり、中央値<sup>(注)</sup>は135社員であった。

(注) 中央値とは、変数を大きさの順に並べたとき、中央で全数を2等分する境界点の数値。変数が偶数個のときには中央の2つの値の平均を中央値とする。

図表2-1-11 社員規模別法人数

所管官庁	社団法人数	社員規模別法人数						合計社員数	平均社員数
		0社員	1～99社員	100～499社員	500～999社員	1000～4999社員	5,000社員以上		
国所管	2,935	4	1,013	845	358	574	141	4,854,314	1,654
都道府県所管	7,859	14	3,652	2,719	731	573	170	5,093,970	648
合計	10,745	18	4,625	3,561	1,085	1,145	311	9,939,275	925
	比率(%)	0.2	43.0	33.1	10.1	10.7	2.9		
前年合計	12,003	25	4,959	3,952	1,261	1,434	372	13,608,502	1,134
	比率(%)	0.2	41.3	32.9	10.5	11.9	3.1		



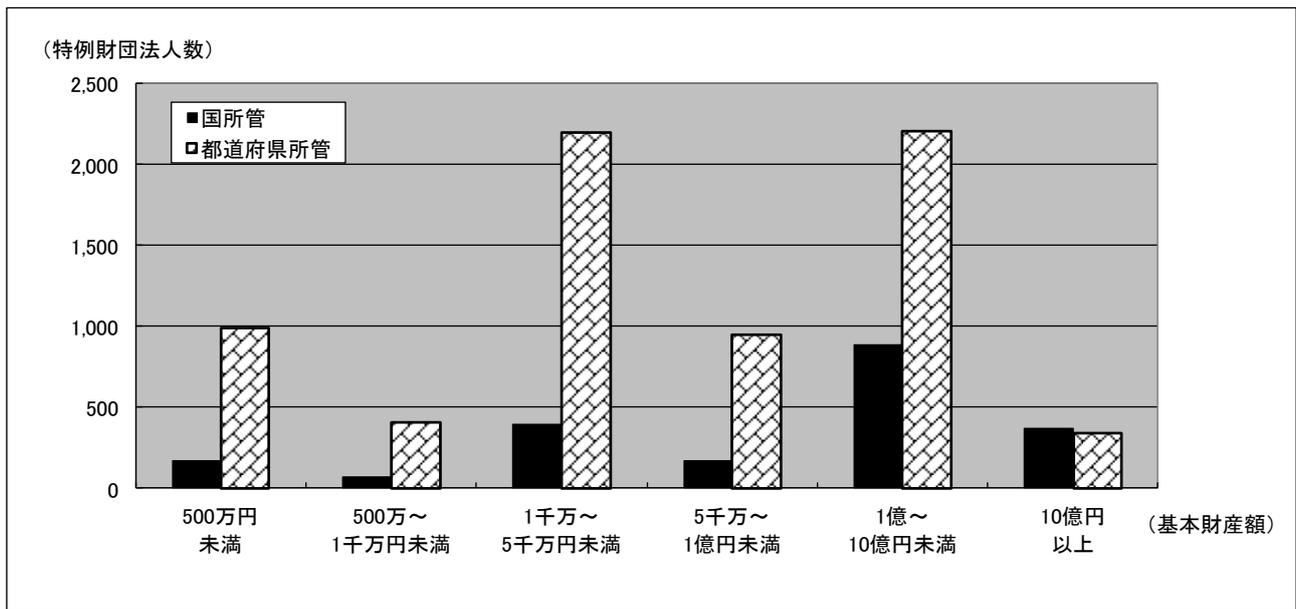
5. 特例財団法人における基本財産

基本財産とは、特例財団法人の法人格の基礎となる財産であり、公益活動を行うための基本となる重要な財産であるため、その管理運用に当たっては、基本財産の減少は厳に避ける必要がある。

基本財産の規模別法人数を示したものが図表2-1-12である。これによると、かなりばらつきがあることが分かる。

図表2-1-12 基本財産規模別法人数

所管官庁	特例財団法人数	基本財産規模別法人数						基本財産合計金額 (百万円)	基本財産平均金額 (百万円)
		500万円未満	500万円以上 1千万円未満	1千万円以上 5千万円未満	5千万円以上 1億円未満	1億円以上 10億円未満	10億円以上		
国所管	2,057	169	71	392	168	884	373	2,133,258	1,037
都道府県所管	7,092	993	405	2,198	948	2,208	340	1,753,662	247
合計	9,115	1,159	474	2,576	1,113	3,082	711	3,879,771	426
	比率(%)	12.7	5.2	28.3	12.2	33.8	7.8		
前年合計	10,780	1,317	528	2,890	1,252	3,796	997	7,092,973	658
	比率(%)	12.2	4.9	26.8	11.6	35.2	9.2		



## 第2節 個別事項の分析

### 1. 役職員の状況

#### (理事)

理事は、旧民法において法人を代表するとともに業務の執行機関として位置付けられており、法人運営上重要な役割を担っている。このため、指導監督基準においては、理事の選出方法、定数、任期、構成、報酬等についての規定が設けられている。

#### 指導監督基準

- ・ 理事の定数は、法人の事業規模、事業内容等法人の実態からみて適正な数とし、上限と下限の幅が大きすぎないこと。
- ・ 理事の任期は、原則として2年を基準とすること。

理事数の規模別に法人数を示したものが表2-2-1である。理事数の合計は29万7,821人で、1法人あたりの平均理事数は15.0人、中央値は12人であり、平均値と中央値との乖離は小さい。最も多い区分は、10～19人の法人の9,157法人(46.1%)で半数近くを占めている。また、0～9人の法人も6,516法人(32.8%)と多く、3番目に多い20～29人の法人と合わせて全体の9割以上がこれらの範囲に収まっている。

表2-2-1 理事数の規模別法人数

所管官庁	法人数	理事数の規模別法人数						合計人数	平均人数	
		0～9人	10～19人	20～29人	30～39人	40～49人	50人以上			
国所管	社団	2,935	302	1,005	743	383	208	294	76,634	26.1
	財団	2,057	880	907	199	52	14	5	25,047	12.2
都道府県所管	社団	7,859	1,740	4,374	1,274	312	78	81	121,034	15.4
	財団	7,092	3,625	2,907	443	90	21	6	76,205	10.7
合計		19,860	6,516	9,157	2,647	833	321	386	297,821	15.0
	比率(%)		32.8	46.1	13.3	4.2	1.6	1.9		
前年合計		22,783	7,330	10,522	3,067	961	377	526	350,717	15.4
	比率(%)		32.2	46.2	13.5	4.2	1.7	2.3		

また、理事の任期について示したものが表2-2-2である。これによると、任期を2年又は2年未満としている法人が17,678法人(89.0%)と、全体の9割近くを占めている。

表2-2-2 理事の任期別法人数

所管官庁	法人数	理事の任期別法人数				
		2年未満	2年	2年超	任期の定め無し	
国所管	社団	2,935	90	2,789	50	6
	財団	2,057	11	1,894	147	5
都道府県所管	社団	7,859	745	6,397	684	33
	財団	7,092	151	5,682	1,180	79
合計		19,860	997	16,681	2,059	123
	比率(%)		5.0	84.0	10.4	0.6

**(常勤理事)**

理事は、法人の業務の執行機関として法人の運営上重要な役割を担う機関であり、理事会等における重要な意思決定への参加という形で法人の運営に関わるものである。ただし、経常的な業務の執行は、通常、常勤理事（特例民法法人概況調査においては、最低でも週3日以上出勤している理事としている。）により行われることが多い。常勤理事の人数別に法人数を示したものが表2-2-3である。

これによると、常勤理事数の合計は14,486人、1法人当たりの平均常勤理事数は0.7人であった。常勤理事がいない法人が約5割であり、全体の9割以上の法人が常勤理事2人以下である。

表2-2-3 常勤理事の人数別法人数

所管官庁		法人数	常勤理事の人数別法人数						常勤理事 合計人数	常勤理事 平均人数
			0人	1人	2人	3人	4人	5人以上		
国所管	社団	2,935	1,110	1,351	293	96	42	43	2,683	0.9
	財団	2,057	626	728	355	189	66	93	2,860	1.4
都道府 県所管	社団	7,859	5,105	2,304	295	79	27	49	3,714	0.5
	財団	7,092	3,644	2,351	712	208	78	99	5,342	0.8
合 計		19,860	10,451	6,710	1,642	567	213	277	14,486	0.7
		比率(%)	52.6	33.8	8.3	2.9	1.1	1.4		
前 年 合 計		22,783	11,658	7,926	1,919	661	281	338	17,240	0.8
		比率(%)	51.2	34.8	8.4	2.9	1.2	1.5		

**(公務員出身理事)**

特例民法法人概況調査においては、原則として、国又は都道府県の行政機関において常勤の職員として職務に従事した者を公務員出身者としている。公務員出身者が特例民法法人の理事として業務を執行している状況をまとめたものが表2-2-4である。

国所管法人の理事のうち、国家公務員出身者は2,215法人（国所管法人4,992法人の44.4%）の4,972人（国所管法人の全理事101,681人の4.9%）であった。一方、都道府県所管法人の理事のうち、都道府県公務員出身者は4,230法人（都道府県所管法人14,951法人の28.3%）の10,988人（都道府県所管法人の全理事197,239人の5.6%）であった。

次に、国所管法人の常勤理事のうち、国家公務員出身者は1,301法人（国所管法人4,992法人の26.1%）の1,695人（国所管法人の全常勤理事5,543人の30.6%、国家公務員出身理事4,972人の34.1%）であった。一方、都道府県所管法人の常勤理事のうち、都道府県公務員出身者は1,987法人（都道府県所管法人14,951法人の13.3%）の2,429人（都道府県所管法人の全常勤理事9,056人の26.8%、都道府県公務員出身理事10,988人の22.1%）であった。

表2-2-4 公務員出身理事のいる法人数等

所管官庁		法人数	公務員出身理事		うち常勤	
			法人数	理事数	法人数	理事数
国 所 管	社団	2,935	1,191	2,457	777	907
	財団	2,057	1,024	2,515	524	788
	合計	4,992	2,215	4,972	1,301	1,695
都 道 府 県 所 管	社団	7,859	1,841	4,325	1,037	1,142
	財団	7,092	2,389	6,663	950	1,287
	合計	14,951	4,230	10,988	1,987	2,429

## (所管官庁出身理事)

## 指導監督基準

理事のうち、所管する官庁の出身者（所管する官庁において常勤の職員として職務に従事した者とする。ただし、専ら教育、研究、医療に従事した者及び当該官庁における勤務が一時的（原則として、任期の定めのある場合は1期、任期の定めのない場合は3年程度以下）であった者は除く。）が占める割合は、それぞれ理事現在数の3分の1以下とすること。

公務員出身理事のうち、所管官庁出身理事の数を示したものが表2-2-5である。

表2-2-5 所管官庁出身理事のいる法人数等

所管官庁		法人数	所管官庁出身理事			うち常勤	
			法人数	うち3分の1を超える法人	理事数	法人数	理事数
国所管	社団	2,935	985	3	1,841	674	780
	財団	2,057	803	8	1,784	486	716
	合計	4,992	1,788	11	3,625	1,160	1,496
都道府県所管	社団	7,859	1,254	85	3,014	742	822
	財団	7,092	1,758	299	5,154	727	1,005
	合計	14,951	3,012	384	8,168	1,469	1,827

国所管法人における所管官庁出身理事は、1,788 法人(国所管法人 4,992 法人の 35.8%)の 3,625 人(国所管法人の全理事 101,681 人の 3.6%、国家公務員出身理事 4,972 人の 72.9%)であった。一方、都道府県所管法人における所管官庁出身理事は、3,012 法人(都道府県所管法人 14,951 法人の 20.1%)の 8,168 人(都道府県所管法人の全理事 197,239 人の 4.1%、都道府県公務員出身理事 10,988 人の 74.3%)であった。

また、平成23年12月1日現在の国所管法人のうち所管官庁出身者が理事現在数の3分の1を超えていた法人は11法人であったが、このうち6法人については24年6月までに超過状態を解消している。

また、都道府県所管法人で3分の1を超えていた法人は、平成23年12月1日現在で384法人である。

## (同一親族・特定企業関係者理事)

## 指導監督基準

理事のうち、同一の親族（3親等以内の親族及びこの者と特別の関係にある者）、特定の企業の関係者（役員、使用人、大株主等）が占める割合は、それぞれ理事現在数の3分の1以下とすること。

同一親族の理事現在数に占める割合が3分の1を超えている法人は166法人(全法人の0.8%)、特定企業関係者の理事現在数に占める割合が3分の1を超えている法人は217法人(同1.1%)であった(表2-2-6)。

表2-2-6 同一親族理事及び特定企業関係者理事の状況別法人数

■同一親族理事の状況別法人数

所管官庁		法人数	同一親族理事のいる法人数	
				うち同一親族が理事現在数の1/3を超えている法人数
国所管	社団	2,935	155	3
	財団	2,057	238	11
都道府県所管	社団	7,859	136	16
	財団	7,092	789	136
合計		19,860	1,314	166
		比率(%)	6.6	0.8
前年合計		22,783	1,637	178
		比率(%)	7.2	0.8

■特定企業関係者理事の状況別法人数

所管官庁		法人数	特定企業関係者理事のいる法人数	
				うち特定企業関係者が理事現在数の1/3を超えている法人数
国所管	社団	2,935	325	13
	財団	2,057	406	43
都道府県所管	社団	7,859	210	39
	財団	7,092	570	125
合計		19,860	1,494	217
		比率(%)	7.5	1.1
前年合計		22,783	1,942	232
		比率(%)	8.5	1.0

(同一業界関係者理事)

指導監督基準

理事のうち、同一の業界の関係者が占める割合は、理事現在数の2分の1以下とすること。

同一業界関係者の理事現在数に占める割合が2分の1を超えている法人は 5,429 法人（全法人の27.3%）であり、都道府県所管の社団法人が多かった。これらの法人には、いわゆる互助会も含まれている。なお、理事全員が同一業界関係者である法人数は 3,169 法人であった（表2-2-7）。

表2-2-7 同一業界関係者理事の状況別法人数

所管官庁		法人数	同一業界関係者が理事現在数の1/2を超えている法人数	
				うち理事全員が同一業界関係者の法人数
国所管	社団	2,935	716	177
	財団	2,057	115	16
都道府県所管	社団	7,859	3,816	2,680
	財団	7,092	812	309
合計		19,860	5,429	3,169
		比率(%)	27.3	16.0
前年合計		22,783	5,766	3,285
		比率(%)	25.3	14.4

## (監事)

## 指導監督基準

監事は、法人の会計、財産、理事の業務執行等の状況を監査するために重要な機関であることから、必ず1名以上置くこと。

監事は、旧民法上は設置が任意とされているが、指導監督基準においては、監事を必ず設置することとされている。監事の人数別の法人数を示したものが表2-2-8である。

これによると、監事の合計は43,597人、1法人当たりの平均は2.2人で、2人の法人が14,472法人（全法人の72.9%）と7割以上を占めている。

監事のうち、常勤監事（特例民法法人概況調査においては、最低でも週3日以上出勤している監事としている。）として日常業務に携わっている者の合計は255人、常勤監事がいる法人数は220法人（全法人の1.1%）であった〔資料39〕。

また、監事制度がない法人は47法人あった。新たな公益法人制度においては、財団法人は監事を必ず置くこととされている。

表2-2-8 監事規模別法人数

所管官庁		法人数	監事制度なし法人数	監事の人数別法人数						監事合計人数	監事平均人数
				0人	1人	2人	3人	4人	5人以上		
国所管	社団	2,935	0	6	109	1,742	947	86	45	7,012	2.4
	財団	2,057	3	14	198	1,594	223	13	12	4,172	2.0
都道府県所管	社団	7,859	15	14	230	5,687	1,717	135	61	17,627	2.2
	財団	7,092	29	18	424	5,504	992	83	42	14,965	2.1
合計		19,860	47	52	951	14,472	3,865	314	159	43,597	2.2
		比率(%)	0.2	0.3	4.8	72.9	19.5	1.6	0.8		
前年合計		22,783	47	48	1,046	16,736	4,376	356	174	50,000	2.2
		比率(%)	0.2	0.2	4.6	73.5	19.2	1.6	0.8		

(注) 1 監事平均人数は、監事制度なし法人数を除いた法人数についての平均人数  
2 合計は共管重複分を除く実数

## (外部監事)

## 指導監督基準

既に設立されている法人で、法人格を取得する手段が民法第34条によることに限られたため、公益法人となっている業界団体等に関しては、真にやむを得ない事項については、法人に関する抜本的な法改革を待って対応することとする。それまでの間は、所管官庁においては、当該業界関係者又は所管する官庁の出身者以外の者を、可及的速やかに監事とすることにより、公正さを担保するとともに、それぞれの定款等により定められた業務を適切に行うよう強力に指導するものとする。

外部監事の導入状況について示したものが表2-2-9である。

これによると、法人の性格が「互助・共済団体等」である法人は3,208法人であり、そのうち、外部監事を導入していない法人が1,963法人（61.2%）となっている。これらの法人の所管官庁においては、外部監事制度の導入又は一般法人等への移行に向け、引き続き強力な指導が必要である。

表2-2-9 外部監事導入の有無別法人数

所管官庁		法人の性格が 「互助・共済団体等」 である法人数	法人の性格が 「互助・共済団体等」 である法人数	
			うち外部監事制度 がある法人数	うち外部監事制度 がない法人数
国所管	社団	137	118	19
	財団	22	15	7
都道府 県所管	社団	2,425	892	1,533
	財団	625	221	404
合 計		3,208	1,245	1,963
		比率(%)	38.8	61.2
前 年 合 計		3,396	1,292	2,104
		比率(%)	38.0	62.0

### （公認会計士等による監査の実施状況）

「公益法人の指導監督体制の充実等について」（平成13年2月9日公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申合せ）に基づき、各府省は、資産額100億円以上若しくは負債額50億円以上又は収支決算額10億円以上の所管特例民法法人に対し、公認会計士等による監査を受けるよう要請を行っており、各都道府県においても、同様の要請を行っている。

平成22年度決算ベースで外部監査の要請の対象となる一定規模以上の国所管法人は756法人、このうち外部監査を受けた法人は559法人（対象法人の73.9%）であった（表2-2-10）。

表2-2-10 公認会計士等による監査を受けた法人数の推移

所 管 官 庁	平成21年			平成22年			平成23年		
	対象法人数	実施法人数	割 合	対象法人数	実施法人数	割 合	対象法人数	実施法人数	割 合
国 所 管	1,063	793	74.6	982	730	74.3	756	559	73.9
都 道 府 県 所 管	1,664	434	26.1	1,583	419	26.5	1,392	364	26.1
合 計	2,710	1,218	44.9	2,549	1,140	44.7	2,131	914	42.9

（注） 「法人数」は、共管重複分を除いた実数。

### （現職公務員理事・監事）

現職公務員の理事及び監事への就任状況を示したものが表2-2-11である。この表における現職公務員とは、所管官庁において職務に従事する常勤の公務員（公務員の身分を有する休職出向者を含み、国務大臣、副大臣、大臣政務官、都道府県知事、都道府県議会議員等を除く。）を指す。

まず、国所管法人の理事のうち、現職国家公務員は23法人の33人、都道府県所管法人の理事のうち、現職都道府県公務員は2,053法人の4,551人である。

次に、国所管法人の監事のうち、現職国家公務員は9法人の9人、都道府県所管法人の監事のうち、現職都道府県公務員は574法人の699人であった。

表2-2-11 現職公務員理事又は監事のいる法人数及び人数

所管官庁	法人数	理事		監事		役員合計		前年役員合計	
		法人数	理事数	法人数	監事数	法人数	役員数	法人数	役員数
国所管	4,992	23	33	9	9	29	42	32	43
都道府県所管	14,951	2,053	4,551	574	699	2,118	5,250	2,412	5,934
合計	19,860	2,063	4,584	581	708	2,134	5,292	2,443	5,977

- (注) 1 役員合計は、理事と監事の合計。  
 2 役員合計の法人数は、理事又は監事が1人以上いる法人の数。  
 3 役員合計の役員数は、理事数と監事数の合計人数。

**(現職議員理事)**

現職の国会議員及び都道府県議会議員が特例民法法人の理事に就任している状況を示したものが表2-2-12である。

これによると、国所管法人の理事のうち、現職国会議員は95法人(前年比27法人減)の148人(前年比45人減)であった。また、都道府県所管法人の理事のうち、現職都道府県議会議員は527法人(前年比95法人減)の772人(前年比115人減)であった。

表2-2-12 現職国会議員・都道府県議会議員理事のいる法人数及び人数

所管官庁		法人数	現職議員理事		うち常勤	
			法人数	理事数	法人数	常勤理事数
国所管	社団	2,935	51	79	0	0
	財団	2,057	44	69	0	0
	合計	4,992	95	148	0	0
都道府県所管	社団	7,859	196	238	0	0
	財団	7,092	331	534	2	2
	合計	14,951	527	772	2	2
前年合計	国所管	6,100	122	193	1	1
	都道府県所管	16,801	622	887	6	6

**(有給常勤役員の平均年間報酬額)****指導監督基準**

常勤の理事の報酬及び退職金等は、当該法人の資産及び収支の状況並びに民間の給与水準と比べて不当に高額に過ぎないものとする。

特例民法法人の定款においては、常勤の役員については有給とすることができる旨定められていることが多い。このような有給の役員(役員としての報酬を支給されていないが、職員としての給与を支給されている者を含む。)に対する年間報酬の1人当たり平均額の規模別法人数を示したものが表2-2-13である。

これによると、有給の役員がいる法人は8,058法人(全法人の40.6%)であり、常勤役員がいる法人9,049法人の89.0%となっている。有給役員がいる法人の中では、平均年間報酬額が400万円未満の法人が3,140法人(有給役員がいる法人の39.0%)と最も多く、次いで400万円以上800万円未満の法人が2,997法人(同37.2%)であり、800万円未満の法人で8割弱を占めている。

一方、平均年間報酬額が2,000万円以上の法人も65法人あった。

表2-2-13 有給常勤従業員の平均年間報酬額規模別法人数

所管官庁		法人数	有給常勤従業員の平均年間報酬額規模別法人数						
			有給役員なし	400万円未満	400万円以上 800万円未満	800万円以上 1,200万円未満	1,200万円以上 1,600万円未満	1,600万円以上 2,000万円未満	2,000万円以上
国所管	社団	2,935	1,255	332	714	385	186	50	13
	財団	2,057	843	227	309	326	274	72	6
都道府県所管	社団	7,859	5,412	1,413	885	129	15	4	1
	財団	7,092	4,328	1,177	1,113	313	66	50	45
合計		19,860	11,802	3,140	2,997	1,144	539	173	65
		全法人に占める比率(%)	59.4	15.8	15.1	5.8	2.7	0.9	0.3
		有給役員に占める比率(%)		39.0	37.2	14.2	6.7	2.1	0.8
前年合計		22,783	13,279	3,497	3,550	1,409	715	260	73
		全法人に占める比率(%)	58.3	15.3	15.6	6.2	3.1	1.1	0.3
		有給役員に占める比率(%)		36.8	37.4	14.8	7.5	2.7	0.8

また、所管官庁出身常勤役員がいる法人に限っての有給常勤従業員の平均年間報酬額を示したものが表2-2-14である。400万円以上800万円未満の法人が1,175法人(所管官庁出身者がいる法人の45.2%)となっている。一方、平均年間報酬額が800万円以上の法人も計753法人(29.0%)あった。

表2-2-14 所管官庁出身常勤役員がいる法人における有給常勤従業員の平均年間報酬額規模別法人数

所管官庁		※ 法人数	所管官庁出身常勤役員がいる法人における有給常勤従業員の平均年間報酬額規模別法人数						
			有給役員なし	400万円未満	400万円以上 800万円未満	800万円以上 1,200万円未満	1,200万円以上 1,600万円未満	1,600万円以上 2,000万円未満	2,000万円以上
国所管	社団	675	14	72	298	151	105	32	3
	財団	488	11	23	106	136	167	45	0
都道府県所管	社団	743	45	285	383	28	1	1	0
	財団	727	92	140	407	80	8	0	0
合計		2,601	160	513	1,175	392	280	78	3
		全法人に占める比率(%)	6.2	19.7	45.2	15.1	10.8	3.0	0.1
		有給役員に占める比率(%)		21.0	48.1	16.1	11.5	3.2	0.1

※ 所管官庁出身常勤役員がいる法人数

(職員)

指導監督基準

当該法人の事務を処理するため、事業の規模、内容等を考慮して事務局を設置し、所要の職員(可能な限り常勤職員)を置くこと。

職員は、理事の職務を助け、実際の法人の活動を担う中核的存在であり、法人管理、事業執行その他多方面での実務を行っている。職員の中には、雇用関係にある者のほか、法人の名をもって対外的活動を行っている顧問、参与、専門委員等が含まれている。

職員数の規模別法人数を示したものが表2-2-15である。職員の合計は46万2,200人、1法人当たりの平均は23.3人、中央値は3人である。

規模別には、職員数2～9人の法人が8,713法人（43.9%）と半数近くを占めており、職員数が1人又は0人の法人と合わせて、職員数9人以下の法人が7割を超えている。その一方、職員数100人以上の法人は780法人（3.9%）あり、500人以上の法人も129法人あった。

特例民法法人概況調査では、職員のうち最低でも週3日以上出勤している者を常勤職員（パート、アルバイト等雇用形態は問わない。）としており、その合計は39万2,452人であり〔資料46〕、全職員数の84.9%が常勤職員である。

表2-2-15 職員規模別法人数

所管官庁		法人数	職員規模別法人数						職員 合計人数	職員 平均人数
			0人	1人	2～9人	10～49人	50～99人	100人以上		
国所管	社団	2,935	129	397	1,754	550	51	54	66,744	22.7
	財団	2,057	140	276	835	507	138	161	89,109	43.3
都道府 県所管	社団	7,859	999	1,811	3,634	1,131	144	140	90,649	11.5
	財団	7,092	1,160	1,069	2,509	1,528	386	440	221,364	31.2
合 計		19,860	2,407	3,548	8,713	3,700	712	780	462,200	23.3
		比率(%)	12.1	17.9	43.9	18.6	3.6	3.9		
前 年 合 計		22,783	2,724	3,945	10,031	4,354	819	910	537,199	23.6
		比率(%)	12.0	17.3	44.0	19.1	3.6	4.0		

国家公務員出身職員がいる法人数及び人数を示したのが表2-2-16である。国家公務員出身職員がいる国所管の特例民法法人は990法人（うち常勤職員がいる法人数は940法人）であり、国家公務員出身者数は5,634人（うち常勤職員は5,077人）となっている。

表2-2-16 国家公務員出身職員がいる法人数及び人数

所管官庁		法人数	国家公務員出身職員		うち常勤	
			法人数	職員数	法人数	職員数
国 所 管	社団	2,935	475	1,783	448	1,614
	財団	2,057	515	3,851	492	3,463
	合計	4,992	990	5,634	940	5,077

### （評議員）

#### 指導監督基準

財団法人には、原則として、評議員を置き、また、理事又は監事の選任機関並びに当該法人の重要事項の諮問機関として評議員会を置くこと。

評議員の規模別法人数を示したものが表2-2-17である。特例財団法人のうち、評議員（会）制度を設けているのは7,511法人（82.4%）であった。このうち、国所管の特例財団法人では2,027法人（98.5%）が評議員（会）制度を設けているのに対し、都道府県所管の特例財団法人では5,516法人（77.8%）にとどまっている。

表2-2-17 評議員規模別法人数

所管官庁	法人数	評議員制度 有り法人数	評議員規模別法人数						評議員 合計人数	評議員 平均人数
			0~9人	10~19人	20~29人	30~39人	40~49人	50人以上		
国所管	2,057	2,027	498	912	324	129	67	97	37,769	18.6
都道府県所管	7,092	5,516	1,672	2,441	714	294	162	233	94,402	17.1
全体	9,115	7,511	2,163	3,343	1,030	419	228	328	131,425	17.5
	比率(%)	82.4	28.8	44.5	13.7	5.6	3.0	4.4		
前年合計	10,780	8,971	2,419	4,056	1,307	517	269	403	160,579	17.9
	比率(%)	83.2	27.0	45.2	14.6	5.8	3.0	4.5		

(注) 1 評議員平均人数は、評議員制度有りの法人についての平均。  
 2 評議員規模別法人数の割合は、評議員制度有りの法人に対する割合。

指導監督基準

評議員及び評議員会に関し、同一の親族、特定の企業、所管する官庁の出身者及び同一の業界関係者が占める割合は、評議員会を実質的に支配するに至らない程度にとどめること。

運用指針

- ・ 評議員の定数については、理事と同様、法人の事業規模、内容等から見て適切なものにする必要があるが、理事会を牽制する役割からみて、理事と同数程度以上であることが好ましい。
- ・ 同一の親族、特定の企業、所管する官庁の出身者及び同一の業界関係者が占める割合は、それぞれ評議員会を実質的に支配できない程度（2分の1以内）にとどめることが必要である。

特例財団法人の評議員のうち、所管官庁出身者が占める割合別法人数を示したのが表2-2-18である。25%以下の法人が6,974法人と全体の9割を超えるが、一方、50%を超える法人も132法人あった。

また、特例財団法人の評議員数と理事数の関係を示したものが表2-2-19である。評議員（会）制度を設けている法人については、理事と同数以上の評議員がいる場合が多い。

表2-2-18 特例財団法人の評議員のうち所管官庁出身者が占める割合別法人数

所管官庁	評議員 制度有り 法人数	評議員のうち所管官庁出身者が占める割合別法人数						2分の1 以下	2分の1超	
		0%	0%超 25%以下	25%超 50%以下	50%超 75%以下	75%超 100%未 満	100%		単管	共管
国所管	2,027	1,389	410	221	5	0	2	2,020	6	1
都道府県所管	5,516	4,467	738	185	25	41	60	5,390	123	3
合計	7,511	5,836	1,138	405	29	41	62	7,379	129	3
	比率(%)	77.7	15.2	5.4	0.4	0.5	0.8			

表2-2-19 特例財団法人の評議員数と理事数の関係

	総数	理事数						
		0~9人	10~19人	20~29人	30~39人	40~49人	50人以上	
総数	9,115	4,499	3,794	636	140	35	11	
評議員数	制度なし	1,604	884	643	66	8	2	1
	0~9人	2,163	1,916	233	12	1	1	0
	10~19人	3,343	1,453	1,832	55	3	0	0
	20~29人	1,030	175	664	180	10	0	1
	30~39人	419	38	215	126	36	4	0
	40~49人	228	12	106	69	22	16	3
	50人以上	328	21	101	128	60	12	6

注) 評議員制度の有無が不詳は、「制度なし」に含む。

## 2. 財務・会計の状況

### (年間収入額)

特例民法法人の年間収入は、大きく分けて、

- ◆ 会費収入（旧民法上の社員及び賛助会員等からの会費収入を指す。）
- ◆ 財産運用収入（基本財産・運用財産の区分を問わず、財産の運用から得た収入を指す。）
- ◆ 寄付・補助金等収入（寄付金、補助金、助成金等の反対給付を伴わない性質の収入を指し、拠出元は個人、企業、公的機関等のいずれであってもよい。）
- ◆ 事業収入（事業活動を行った結果として得た収入を指す。なお、ここでいう事業は、定款上の目的事業である事業（指導監督上の公益事業）であっても、公益活動を行うために付随的に収益を目的として行う事業（指導監督上の収益事業）であってもどちらでもよい。）

等からなっている。この年間収入に、前年度からの繰越金（前期繰越収支差額）を加えたものが、当該年度の総収入となる。なお、年間支出に次年度への繰越金（次期繰越収支差額）を加えたものが当該年度における総支出であり、「総収入額＝総支出額」の関係になっている。

年間収入額の規模別法人数を示したものが表2-2-20である。これによると、年間収入額の合計は12兆8,759億円である。少数ながら収入規模の大きい法人も存在するため、一法人当たりの平均年間収入額は6億5,875万円となり、中央値の5,197万円と大きく隔たっている。

規模別に見ると、1千万円以上5千万円未満の法人が5,278法人（27.0%）と最多であり、以下、1億円以上5億円未満が4,573法人（23.4%）、1千万円未満が4,520法人（23.1%）と続く。

表2-2-20 年間収入額の規模別法人数

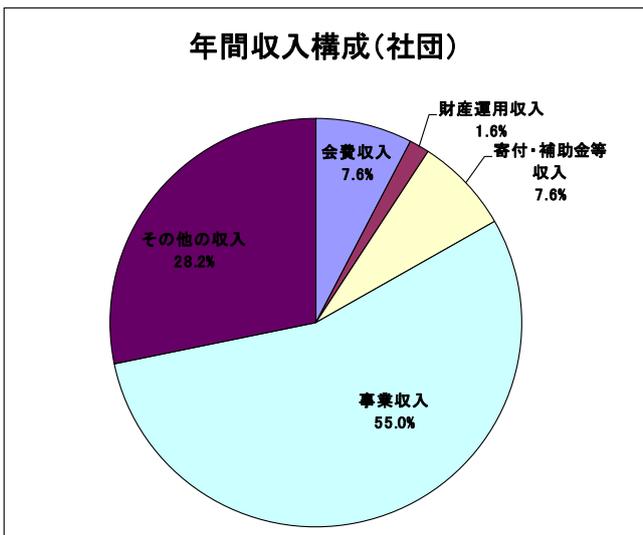
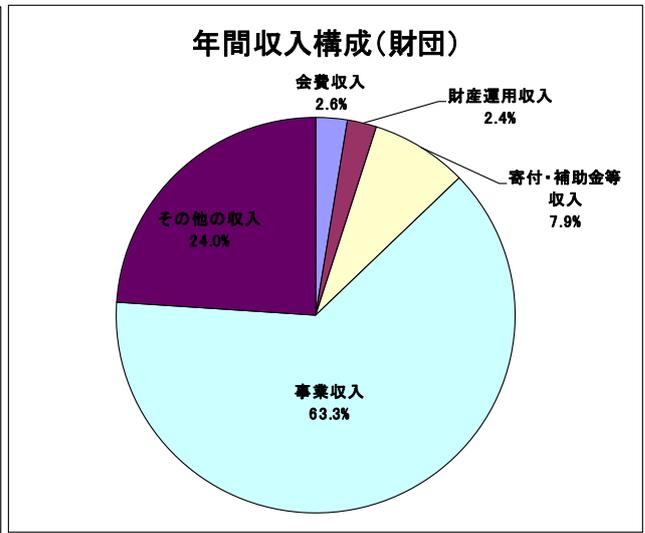
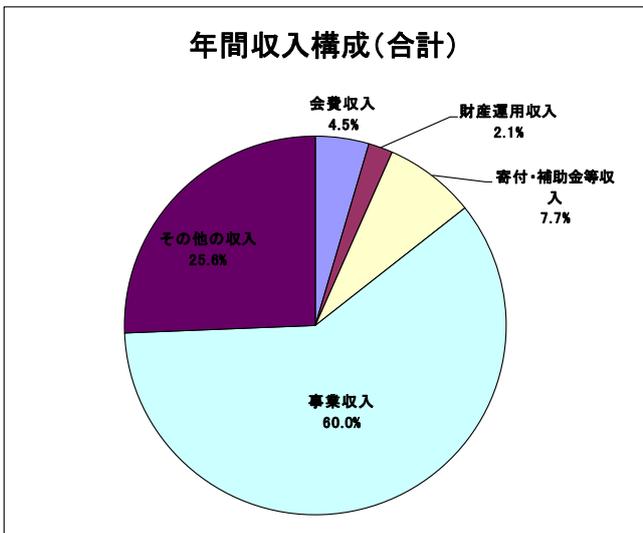
所管官庁	法人数	年間収入額の規模別法人数						年間収入合計金額 (百万円)	年間収入平均金額 (百万円)	
		1千万円未満	1千万円以上 5千万円未満	5千万円以上 1億円未満	1億円以上 5億円未満	5億円以上 10億円未満	10億円以上			
国所管	社団	2,907	258	943	573	765	159	209	3,046,328	1,048
	財団	2,044	250	439	218	528	206	403	3,464,154	1,695
都道府県所管	社団	7,692	2,034	2,424	876	1,705	300	353	2,023,804	263
	財団	6,986	2,001	1,477	678	1,599	456	775	4,425,073	633
合計	19,546	4,520	5,278	2,335	4,573	1,117	1,723	12,875,857	659	
	比率(%)	23.1	27.0	11.9	23.4	5.7	8.8			
前年合計	22,597	5,023	5,931	2,707	5,456	1,363	2,117	15,583,708	690	
	比率(%)	22.2	26.2	12.0	24.1	6.0	9.4			

※ 特例民法法人は、従来、資金収支ベースで財務・会計書類を作成してきた。概況調査では、大多数の法人が適用している資金収支ベースの調査項目となっている。平成20年4月に公表された公益法人会計基準を先行的に適用した法人（314法人）については損益ベースで財務・会計書類を作成しており、本節の「2. 財務・会計の状況」の集計から除外した。

年間収入の構成を示したものが図表2-2-21である。特例社団法人、特例財団法人の双方において事業収入が年間収入の約6割と最も多くを占めている。また、特例社団法人、特例財団法人を問わず、寄付金や行政や民間助成団体等からの補助金等も得ているが、これらの合計額が総額に占める割合は特例社団法人は7.6%、特例財団法人は7.9%である。

図表2-2-21 年間収入構成

		会費収入	財産運用収入	寄付金収入	補助金等収入	補助金等収入の内訳					事業収入	その他の収入	合計
						うち国から	うち都道府県から	うち市区町村から	うち独立行政法人等から	うちその他			
国所管	社団	224,596	45,740	18,776	156,228	85,254	22,853	10,199	17,106	20,814	1,647,760	952,917	3,046,328
	財団	90,750	79,089	71,041	189,581	69,623	46,944	25,865	12,500	34,648	2,193,725	839,752	3,464,154
都道府県所管	社団	160,211	33,806	5,597	202,353	11,421	49,374	46,305	75,277	19,912	1,146,449	475,489	2,023,804
	財団	109,075	106,418	77,712	277,399	21,552	134,123	109,029	2,912	9,131	2,814,098	1,038,859	4,425,073
合計		584,180	264,797	173,022	824,133	187,822	252,516	191,338	107,707	84,034	7,727,650	3,300,138	12,875,857
比率 (%)		4.5	2.1	1.3	6.4	1.5	2.0	1.5	0.8	0.7	60.0	25.6	100.0



## (年間支出額)

特例民法法人の年間支出は、大きく分けて、

- ◆ 事業費（特例民法法人が事業遂行のために直接要する支出で管理費以外のものを指す。なお、ここでいう事業費には法人の目的事業（指導監督上の公益事業）のみならず、付随的に行う収益事業（指導監督上の収益事業）に支出された費用も含む。）
- ◆ 管理費（法人の各種の業務を管理するために、毎年度経常的に支出する経費を指す。）
- ◆ 事業に不可欠な固定資産取得支出（法人の各種の業務を遂行するために不可欠な什器備品等の固定資産の取得に要する経費を指す。）

等からなっており、土地の購入や退職給与引当預金の積立ても支出に当たる。これら当該年度に支出した合計が年間支出額であり、総収入額との差額が次年度への繰越金（次期繰越収支差額）となる。

年間支出額の規模別法人数を示したものが表2-2-22である。これによると、年間支出額の合計は12兆9,376億円、1法人当たりの平均は6億6,190万円、中央値は5,278万円であった。

年間支出の構成状況を示したものが図表2-2-23である。事業費が69.4%と大きな割合を占めている一方、管理費は6.6%となっている。

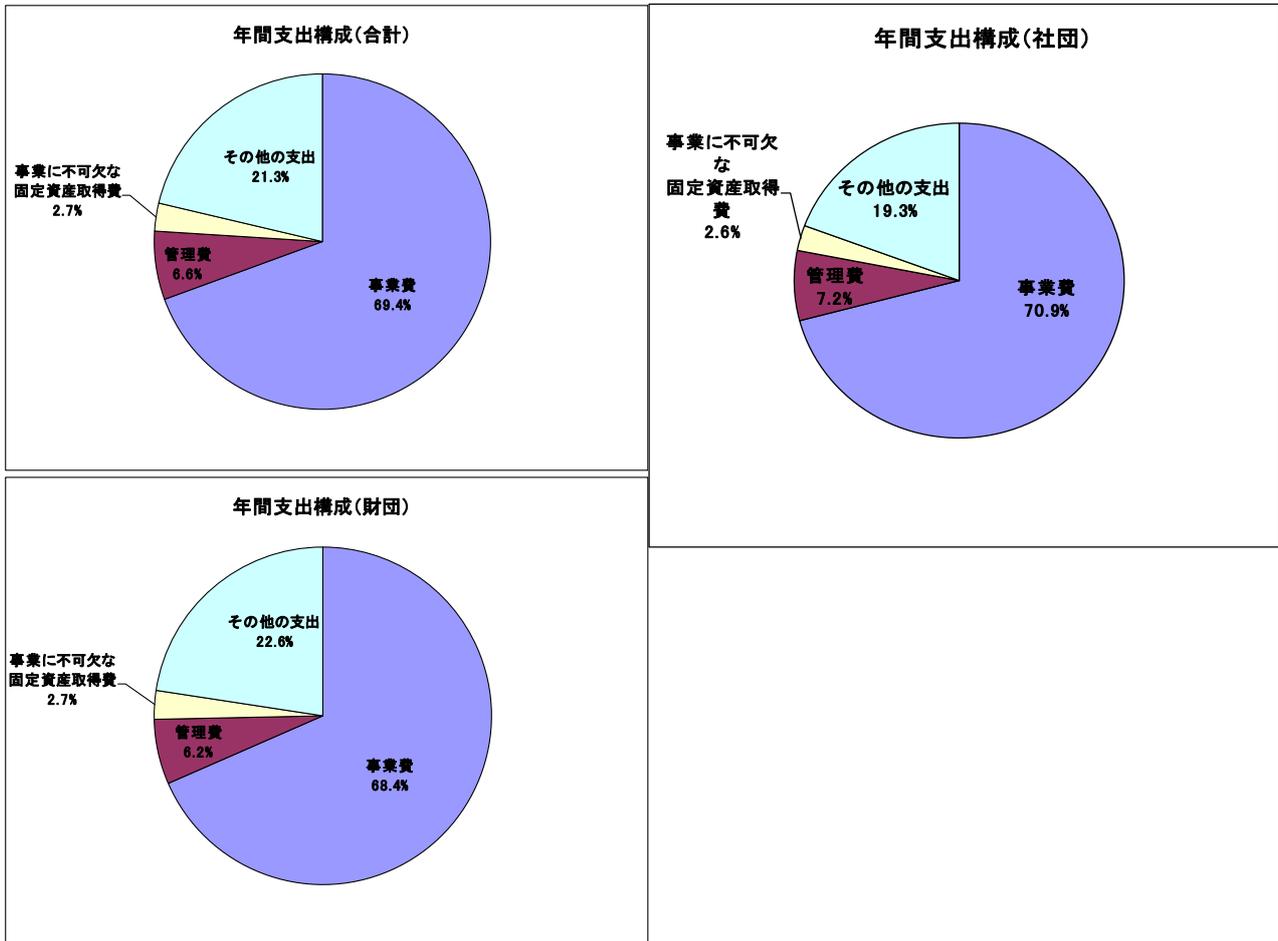
表2-2-22 年間支出額の規模別法人数

所管官庁	法人数	年間支出額の規模別法人数						年間支出合計金額 (百万円)	年間支出平均金額 (百万円)	
		1千万円未満	1千万円以上 5千万円未満	5千万円以上 1億円未満	1億円以上 5億円未満	5億円以上 10億円未満	10億円以上			
国所管	社団	2,907	248	938	568	777	163	213	3,066,899	1,055
	財団	2,044	238	434	208	543	207	414	3,511,982	1,718
都道府県所管	社団	7,692	1,975	2,486	888	1,693	298	352	2,019,349	263
	財団	6,986	1,966	1,483	697	1,598	464	778	4,421,724	633
合計	法人数	19,546	4,404	5,336	2,351	4,589	1,126	1,740	12,937,585	662
	比率(%)		22.5	27.3	12.0	23.5	5.8	8.9		
前年合計	法人数	22,597	4,894	6,009	2,769	5,440	1,364	2,121	15,726,491	696
	比率(%)		21.7	26.6	12.3	24.1	6.0	9.4		

図表2-2-23 年間支出構成

(百万円)

		事業費	管理費	事業に不可欠な 固定資産取得費	その他の支出	合計
国所管	社団	2,300,623	154,426	79,351	532,463	3,066,899
	財団	2,494,394	187,272	78,914	751,541	3,511,982
都道府県所管	社団	1,307,504	211,016	53,353	448,273	2,019,349
	財団	2,938,987	306,620	140,100	1,028,534	4,421,724
合計		8,974,892	853,379	347,399	2,755,331	12,937,585
比率(%)		69.4	6.6	2.7	21.3	100.0
前年合計		10,412,188	1,121,762	383,179	3,822,844	15,726,491
比率(%)		66.2	7.1	2.4	24.3	100.0



(公益法人の事業)

指導監督基準

公益法人の事業（付随的に行う収益を目的とする事業を除く。）は、次の事項のすべてに適合していなければならない。また、これらの事項に適合する事業の規模は、可能な限り総支出額の2分の1以上であるようにする。

- ① 当該法人の目的に照らし、適切な内容の事業であること。
- ② 事業内容が、定款又は寄附行為上具体的に明確にされていること。
- ③ 営利企業として行うことが適当と認められる性格、内容の事業を主とするものでないこと。

特例民法法人本来の事業（付随的に行う収益を目的とする事業を除く。）の規模が総支出額の2分の1以上となっている法人は、8,580 法人で全法人の 43.9%であった（表2-2-24）。

表2-2-24 特例民法法人本来の事業費割合別法人数

所管官庁	法人数	特例民法法人本来事業費の総支出に占める割合別法人数				50%以上法人数合計	
		25%未満	25%以上 50%未満	50%以上 75%未満	75%以上		
国所管	社団	2,907	348	875	1,382	302	1,684
	財団	2,044	362	525	846	311	1,157
都道府県所管	社団	7,692	2,379	2,333	1,738	1,242	2,980
	財団	6,986	2,649	1,541	1,533	1,263	2,796
合計	法人数	19,546	5,710	5,256	5,476	3,104	8,580
	比率(%)		29.2	26.9	28.0	15.9	43.9
前年合計	法人数	22,597	6,351	6,180	6,485	3,581	10,066
	比率(%)		28.1	27.3	28.7	15.8	44.5

## (管理費)

## 指導監督基準

管理費の総支出額に占める割合は過大なものとならないようにし、可能な限り2分の1以下とすること。また、人件費の管理費に占める割合についても、過大なものとならないようにすること。

管理費の割合が、総支出額の2分の1以下となっている法人は18,061法人で全法人の92.4%であった(表2-2-25)。管理費の割合が総支出額の2分の1を超える法人に対しては、管理費のうち何が過大な負担となっているかを把握し、役職員の削減、事務所経費の見直し等により、管理費の削減を図るよう、適切な指導を行う必要がある。

表2-2-25 管理費の総支出に占める割合別法人数

所管官庁	法人数	管理費の総支出に占める割合別法人数				50%以下 法人数合計	
		25%以下	25%超 50%以下	50%超 75%以下	75%超		
国所管	社団	2,907	1,908	880	85	34	2,788
	財団	2,044	1,700	291	36	17	1,991
都道府 県所管	社団	7,692	4,882	2,145	527	138	7,027
	財団	6,986	5,316	1,017	422	231	6,333
合 計	法人数	19,546	13,741	4,320	1,067	418	18,061
	比率(%)		70.3	22.1	5.5	2.1	92.4
前 年 合 計	法人数	22,597	15,939	4,931	1,275	452	20,870
	比率(%)		70.5	21.8	5.6	2.0	92.4

## (指導監督基準上の収益事業)

## 指導監督基準

公益法人が収益事業(付随的に収益を目的として行う事業をいう。以下同じ。)を行う場合にあっては、当該事業は次の事項のすべてに適合していなければならない。また、公益事業の推進に資するものでなくてはならない。

## ① 規模

収益事業の支出規模は、公益事業の適正な発展のため、主として公益事業費を賄うのに必要な程度でかつ当該公益法人の実態から見て適正なものとし、可能な限り総支出額の2分の1以下にとどめること。

## ② 業種

収益事業の業種としては、公益法人としての社会的信用を傷つけるものではないこと。

## ③ 利益の使用

収益事業の利益は、当該法人の健全な運営のための資金等に必要な額を除き公益事業のために使用することとし、公益事業のために使用する額は可能な限り利益の2分の1以上とすること。

特例民法法人が健全な運営を維持し、公益活動を積極的に行うためには相応の収入が必要である。このため、本来の公益活動の実施に充てるため、収入確保の一方法として収益事業を行うことも認められている。したがって、収益事業は、あくまで本来の公益事業に付随して行われるべき性格のものであり、指導監督基準では、収益事業の規模、業種、利益の使用等について定められているほか、収益事業を行う場合には事業計画書に明記し、他の事業と区分して経理を行うことが求められている。

一方、法人税法上も「収益事業」の規定があるが、これは、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）に定められた課税対象となる34業種（平成20年4月30日に法人税法施行令が改正され、課税対象が1業種追加され34業種となった。）を指すものであり、その目的は問わない。

指導監督基準上の収益事業収入及び収益事業費の状況を示したものが表2-2-26である。これによると、収益事業収入のない法人が14,847法人で、全法人の4分の3を占めている。収益事業を行っている法人の収益事業収入の合計金額は9,490億円であり、1法人当たりの平均金額は4,855万円であった。また、収益事業収入のある法人における中央値は1,800万円であった。

次に、収益事業に支出した費用を見ると、合計で7,752億円であり、収入が支出を1,738億円上回っている。

表2-2-26 指導監督基準上の収益事業収入額規模別法人数及び収益事業費規模別法人数

■収益事業収入額規模別法人数

所管官庁	法人数	収益事業収入額規模別法人数						収益事業収入合計金額 (百万円)	収益事業収入平均金額 (百万円)	
		0	1千万円未満	1千万円以上 5千万円未満	5千万円以上 1億円未満	1億円以上 5億円未満	5億円以上			
国所管	社団	2,907	2,224	357	190	48	71	17	45,363	16
	財団	2,044	1,642	117	110	50	78	47	116,032	57
都道府県所管	社団	7,692	5,940	768	495	167	243	79	207,311	27
	財団	6,986	5,103	662	516	192	340	173	586,090	84
合計		19,546	14,847	1,902	1,305	452	727	313	948,976	49
	比率(%)		76.0	9.7	6.7	2.3	3.7	1.6		
前年合計		22,597	17,216	2,218	1,431	517	838	377	1,085,729	48
	比率(%)		76.2	9.8	6.3	2.3	3.7	1.7		

■収益事業費規模別法人数

所管官庁	法人数	収益事業費規模別法人数						収益事業費合計金額 (百万円)	収益事業費平均金額 (百万円)	
		0	1千万円未満	1千万円以上 5千万円未満	5千万円以上 1億円未満	1億円以上 5億円未満	5億円以上			
国所管	社団	2,907	2,286	358	158	39	57	9	32,181	11
	財団	2,044	1,706	92	110	40	64	32	72,410	35
都道府県所管	社団	7,692	6,294	597	411	130	194	66	169,403	22
	財団	6,986	5,457	520	400	180	293	136	504,834	72
合計		19,546	15,680	1,564	1,072	385	604	241	775,211	40
	比率(%)		80.2	8.0	5.5	2.0	3.1	1.2		
前年合計		22,597	18,180	1,784	1,188	457	707	281	873,571	39
	比率(%)		80.5	7.9	5.3	2.0	3.1	1.2		

表2-2-27 指導監督基準上の収益事業費の総支出額に占める割合別法人数

所管官庁		法人数	指導監督上の収益事業費の総支出額に占める割合				50%以下 法人 数計
			25%以下	25%超 50%以下	50%超 75%以下	75%以上	
国所管	社団	2,907	2,808	69	24	6	2,877
	財団	2,044	1,970	48	20	6	2,018
都道府 県所管	社団	7,692	7,117	282	200	93	7,399
	財団	6,986	6,406	258	167	155	6,664
合 計		19,546	18,223	654	409	260	18,877
		比率(%)	93.2	3.3	2.1	1.3	96.6
前 年 合 計		22,597	21,093	754	462	288	21,847
		比率(%)	93.3	3.3	2.0	1.3	96.7

### (法人税法上の収益事業)

特例民法法人が法人税法上の収益事業を開始した場合には、開始した日以後2か月以内に、収益事業開始届出書を所轄税務署長に提出しなければならない。法人税法上の収益事業の届出の有無及び収益事業の届出がある場合の収益事業における収入額ごとの法人数を示したものが表2-2-28である。これによると、8,199法人(41.9%)が法人税法上の収益事業を行っている。

表2-2-28 法人税法上の収益事業届出額規模別法人数

所管官庁		法人数	収益事業 届出あり 法人数	法人税法上の収益事業届出額規模別法人数						収益事業届 出合計金額 (百万円)	収益事業届 出平均金額 (百万円)
				0	100万円 未満	100万円 以上 1千万円 未満	1千万以上 1億円未満	1億円以上 10億円未満	10億円以上		
国所管	社団	2,907	1,655	109	70	532	623	259	62	326,835	197
	財団	2,044	1,099	125	23	111	311	334	195	1,286,573	1,171
都道府 県所管	社団	7,692	2,483	511	123	475	863	443	68	460,944	186
	財団	6,986	3,009	540	108	434	823	830	274	1,264,172	420
合 計		19,546	8,199	1,283	324	1,547	2,610	1,850	585	3,279,953	400
		比率(%)	41.9	6.6	1.7	7.9	13.4	9.5	3.0		
前 年 合 計		22,597	9,409	1,161	355	1,775	3,082	2,308	728	5,901,084	627
		比率(%)	41.6	5.1	1.6	7.9	13.6	10.2	3.2		

(注) 収益事業届出平均金額は、収益事業届出法人数に対する平均金額

特例民法法人が法人税法施行令に定められた 34業種のいずれの事業を実施しているかについて示したものが表2-2-29である。特例民法法人概況調査では、主たる事業を2つ以内で記入することとしているため、合計数は法人数よりも多くなっている。

表2-2-29 法人税法上の収益事業種類別法人数

	社 団	財 団	合 計		社 団	財 団	合 計
物 品 販 売 業	1,085	1,123	2,208	代 理 業	678	81	759
不 動 産 販 売 業	5	9	14	仲 立 業	31	18	49
金 銭 貸 付 業	6	48	54	問 屋 業	6	3	9
物 品 貸 付 業	31	89	120	鉱 業	1	1	2
不 動 産 貸 付 業	522	715	1,237	土 石 採 取 業	2	1	3
製 造 業	20	45	65	浴 場 業	4	52	56
通 信 業	13	25	38	理 容 業	1	1	2
運 送 業	9	10	19	美 容 業	0	1	1
倉 庫 業	1	6	7	興 行 業	91	230	321
請 負 業	1,329	1,214	2,543	遊 技 所 業	32	57	89
印 刷 業	22	15	37	遊 覧 所 業	8	26	34
出 版 業	464	360	824	医 療 保 健 業	526	314	840
写 真 業	12	20	32	技 芸 教 授 業	107	152	259
席 貸 業	120	262	382	駐 車 場 業	119	269	388
旅 館 業	36	261	297	信 用 保 証 業	5	8	13
飲 食 店 業	56	249	305	無 体 財 産 提 供 業	51	38	89
周 旋 業	81	33	114	労 働 者 派 遣 業	19	0	19
				合 計	5,493	5,736	11,229

(資産額)

資産とは、法人の有している財貨及び債権等を指し、貸借対照表においては、資産の部に流動資産又は固定資産として計上される。

資産額の規模別法人数を示したものが表2-2-30である。これによると、資産額の合計は 51 兆 8,614 億円、1 法人当たりの平均は 26 億 5,330 万円、中央値は1 億 73 万円であった。ただし、この中には債務保証事業を主たる事業とし、巨額の資産を計上している法人が含まれていることから、平均額が大きく引き上げられている。これらの法人は、保証債務額及び保証債務見返りを貸借対照表の負債及び資産の部に両建てで計上しているが、これらは偶発債務（現実には発生していない債務であるが、将来的に負担する可能性のあるもの）の一種であり、実態を伴わない負債・資産とも考えられる。

表2-2-30 資産額規模別法人数

所管官庁	法人数	資産額規模別法人数							資産 合計金額 (百万円)	資産 平均金額 (百万円)
		1千万円 未満	1千万円 以上 5千万円 未満	5千万円 以上 1億円 未満	1億円 以上 5億円 未満	5億円 以上 10億円 未満	10億円以上			
国所管	社団	2,907	338	889	430	755	179	316	22,850,769	7,861
	財団	2,044	73	173	130	552	315	801	14,177,981	6,936
都道府 県所管	社団	7,692	1,960	2,357	974	1,475	364	562	4,022,291	523
	財団	6,986	406	1,141	992	2,475	660	1,312	10,933,220	1,565
合 計		19,546	2,769	4,544	2,515	5,236	1,513	2,969	51,861,441	2,653
	比率(%)		14.2	23.2	12.9	26.8	7.7	15.2		
前 年 合 計		22,597	2,880	5,170	2,919	6,167	1,860	3,601	58,384,820	2,584
	比率(%)		12.7	22.9	12.9	27.3	8.2	15.9		

(負債額)

負債とは、法人が負っている債務を指し、貸借対照表においては、負債の部に流動負債又は固定負債

債として計上される。この中には、金銭債務や役務債務（未払金、前受金）のほか、退職給与引当金のような会計上の債務も含まれる。

負債額の規模別法人数を示したものが表2-2-31である。これによると、負債額の合計は37兆9,541億円、1法人当たりの平均は19億4,179万円、中央値は772万円であった。平均値と中央値との差が大きいのは、前記資産額の場合と同様の理由による。

資産額と同様、多くの法人の負債額は小さく、1千万円未満の法人が10,847法人（55.5%）、1千万円以上5千万円未満の法人が3,827法人（19.6%）と7割以上の法人が5千万円未満であった。

表2-2-31 負債額規模別法人数

所管官庁	法人数	負債額規模別法人数						負債合計金額 (百万円)	負債平均金額 (百万円)	
		1千万円未満	1千万円以上 5千万円未満	5千万円以上 1億円未満	1億円以上 5億円未満	5億円以上 10億円未満	10億円以上			
国所管	社団	2,907	1,400	753	245	330	48	131	20,449,496	7,035
	財団	2,044	852	360	141	372	105	214	9,229,866	4,516
都道府県所管	社団	7,692	4,862	1,478	455	564	126	207	2,446,239	318
	財団	6,986	3,770	1,250	486	779	193	508	5,877,348	841
合計	法人数	19,546	10,847	3,827	1,315	2,035	469	1,053	37,954,131	1,942
	比率(%)		55.5	19.6	6.7	10.4	2.4	5.4		
前年合計	法人数	22,597	12,266	4,584	1,582	2,400	546	1,219	40,056,505	1,773
	比率(%)		54.3	20.3	7.0	10.6	2.4	5.4		

### （正味財産額）

正味財産とは、資産から負債を引いた純資産のことである。

正味財産額の規模別法人数を示したものが表2-2-32である。これによると、正味財産額の合計は13兆8,560億円、1法人当たりの平均は7億890万円、中央値は7,038万円である。平均値と中央値との差は、資産額及び負債額の場合と比べると小さい。

規模別に見ると、5千万円未満の法人が8,696法人（44.5%）と約4割を占める一方で、10億円以上の法人も2,187法人（11.2%）あり、100億円以上の正味財産を有する法人も224法人ある。

表2-2-32 正味財産額規模別法人数

所管官庁	法人数	正味財産額規模別法人数						正味財産合計金額 (百万円)	正味財産平均金額 (百万円)	
		1千万円未満	1千万円以上 5千万円未満	5千万円以上 1億円未満	1億円以上 5億円未満	5億円以上 10億円未満	10億円以上			
国所管	社団	2,907	553	941	391	662	129	231	2,399,482	825
	財団	2,044	119	190	137	613	292	693	4,948,341	2,421
都道府県所管	社団	7,692	2,539	2,378	829	1,279	319	348	1,539,682	200
	財団	6,986	659	1,344	1,026	2,350	673	934	5,042,559	722
合計	法人数	19,546	3,862	4,834	2,370	4,887	1,406	2,187	13,856,062	709
	比率(%)		19.8	24.7	12.1	25.0	7.2	11.2		
前年合計	法人数	22,597	4,161	5,457	2,765	5,736	1,745	2,733	18,332,840	811
	比率(%)		18.4	24.1	12.2	25.4	7.7	12.1		

### （正味財産増減額）

正味財産増減額とは、事業活動の遂行や資産運用による正味財産額の増減を指す。特例民法法人の純資産である正味財産の前年度に比した増減額（正味財産増減額）を示したものが表2-2-33である。これによると、正味財産額は合計で3,300億円減少、1法人当たりの平均は1,734万円減少、中央

値は6万円減少であった。

表2-2-33 正味財産増減額規模別法人数

所管官庁	法人数	正味財産増減額規模別法人数						正味財産増減合計金額 (百万円)	正味財産増減平均金額 (百万円)	
		減少		一定又は増加						
		1千万円以上	1千万円未満	0又は100万円未満	100万円以上1千万円未満	1千万円以上1億円未満	1億円以上			
国所管	社団	2,907	499	1,161	394	502	283	68	-111,397	-38
	財団	2,044	710	489	204	253	252	136	-162,195	-79
都道府県所管	社団	7,692	656	3,015	1,758	1,540	588	135	-17,864	-2
	財団	6,986	1,104	2,247	1,424	1,176	742	293	-37,301	-5
合計		19,546	2,956	6,876	3,776	3,461	1,852	625	-330,031	-17
	比率(%)		15.1	35.2	19.3	17.7	9.5	3.2		
前年合計		22,597	2,946	7,445	4,347	4,536	2,422	901	601,198	27
	比率(%)		13.0	32.9	19.2	20.1	10.7	4.0		

### (内部留保の状況)

#### 指導監督基準

いわゆる「内部留保」については、公益事業の適切かつ継続的な実施に必要な程度とすること。  
 なお、ここでいう「内部留保」とは、総資産額から、次の項目等を除したものとする。

- ① 財団法人における基本財産
- ② 公益事業を実施するために有している基金
- ③ 法人の運営に不可欠な固定資産
- ④ 将来の特定の支払いに充てる引当資産等
- ⑤ 負債相当額

#### 運用指針

(内部留保の)水準は、当該法人の財務状況等によっても異なるものであり、一律に定めることは困難であるが、原則として、一事業年度における事業費、管理費及び当該法人が実施する事業に不可欠な固定資産取得費(資産運用等のための支出は含めない。)の合計額の30%程度以下であることが望ましい。

内部留保とは、営利法人の場合、営業活動により獲得した利益のうち、株主等の法人外部の者に分配せずに内部に留保したものである。

特例民法法人の場合は、営利法人と異なり、利益の分配が禁止されていること等から、営利法人と同様の内部留保の定義を行うことは適当ではない。このため、特例民法法人の内部留保は、資産の総額から事業遂行に直接必要と考えられる5つの類型化された資産の額等を控除することにより算出することとされている(貸借対照表における資産・負債の構成によっては内部留保がマイナス値になることがあるが、必ずしも債務超過に陥っていることを表すものではない。)

特例民法法人の事業については、本来、単年度で大幅な黒字となるものではなく、その財産については、基本的に、公益事業の実施など公益目的に使用することが求められる。したがって、特例民法

法人が内部留保を過大に有することは適当ではないことから、指導監督基準では、内部留保については、公益事業の適切かつ継続的な実施に必要な程度とすることとされている。

内部留保額の状況を示したものが表2-2-34である。これによると、内部留保額の合計はマイナス7,615億円、1法人当たりの平均はマイナス3,896万円、中央値は920万円であった。合計及び平均がマイナス値であるのは、一部の特例民法法人において、貸借対照表における資産・負債の構成上、内部留保額が大きくマイナス値であるためである。

また、運用指針で望ましい内部留保の水準として定めている「原則として、一事業年度における事業費、管理費及び当該法人が実施する事業に不可欠な固定資産取得費（資産運用等のための支出は含めない。）の合計額の30%程度以下」という水準は、一つの指標として定められたものであり、実際には事業内容や資産規模、その時々々の経済社会情勢の変動に伴う会員数の増減等により、各特例民法法人について妥当と考えられる内部留保の水準は異なると考えられる。したがって、内部留保の水準が30%を超過することが直ちに是正指導の対象となるものではないが、指導監督基準の趣旨を踏まえ、内部留保に係る財産が公益目的に使用されるよう、所管官庁において適切な指導監督が行われることが必要である。

内部留保の水準の状況を示したものが表2-2-35である。これによると、30%以下の水準にある法人は11,229法人（57.4%）であった。

表2-2-34 内部留保額規模別法人数

所管官庁	法人数	内部留保額規模別法人数						内部留保合計金額 (百万円)	内部留保平均金額 (百万円)	
		-1千万円以下	-1千万円以上 0円未満	0円以上 100万円未満	100万円以上 1千万円未満	1千万円以上 1億円未満	1億円以上			
国所管	社団	2,907	108	103	178	921	1,196	401	84,481	29
	財団	2,044	183	48	140	436	741	496	-47,062	-23
都道府県所管	社団	7,692	433	269	916	2,638	2,637	799	-122,578	-16
	財団	6,986	798	290	853	1,783	2,225	1,037	-683,463	-98
合計	法人数	19,546	1,512	709	2,067	5,764	6,775	2,719	-761,509	-39
	比率(%)		7.7	3.6	10.6	29.5	34.7	13.9		
前年合計	法人数	22,597	1,641	807	2,274	6,600	8,039	3,236	-509,147	-23
	比率(%)		7.3	3.6	10.1	29.2	35.6	14.3		

表2-2-35 内部留保の水準別法人数

所管官庁	法人数	内部留保の水準別法人数				
		30%以下	30%超 100%未満	100%以上 1,000%未満	1,000%以上	
国所管	社団	2,907	2,018	746	136	7
	財団	2,044	1,420	429	174	21
都道府県所管	社団	7,692	4,005	2,087	1,438	162
	財団	6,986	3,838	1,307	1,382	459
合計	法人数	19,546	11,229	4,555	3,115	647
	比率(%)		57.4	23.3	15.9	3.3
前年合計	法人数	22,597	13,206	5,165	3,492	734
	比率(%)		58.4	22.9	15.5	3.2

(注)1 内部留保の水準 =  $\frac{\text{内部留保額}}{\text{事業費} + \text{管理費} + \text{固定資産取得費}} \times 100$

2 事業費+管理費+固定資産取得費=0となる場合は、分母に便宜的に1(千円)を代入して計算している。

3 内部留保額が0未満の場合等においては、内部留保水準が0%未満になることがある。

3. その他

(株式保有の状況)

指導監督基準

1. 運用財産の管理運用は、当該法人の健全な運営に必要な資産（現金、建物等）を除き、元本が回収できる可能性が高くかつなるべく高い運用益が得られる方法で行うこと。
2. 公益法人は、原則として、以下の場合を除き、営利企業の株式保有等を行ってはならない。
  - ① 1における財産の管理運用である場合。ただし、公開市場を通じる等ポートフォリオ運用であることが明らかな場合に限る。
  - ② 財団法人において、基本財産として寄附された場合
3. 2により株式を保有する場合であっても、当該営利企業の全株式の2分の1を超える株式の保有を行ってはならない。
4. 2の理由により株式保有等を行っている場合（全株式の20%以上を保有している場合に限る。）については、毎事業年度の事業報告書に当該営利企業の概要を記載すること。

指導監督基準では、運用財産の管理運用（公開市場を通じる等ポートフォリオ運用（リスク分散した投資手段）であることが明らかな場合）又は特例財団法人において基本財産として寄附された場合を除いて、株式（有限会社の持分を含む。）を保有することが原則として禁止されている。また、株式の保有が認められる場合であっても、特例民法法人が営利企業を実質的に支配することのないように、その保有の割合は2分の1を超えてはならないとされている。

株式の保有の状況を示したものが表2-2-36である。株式を保有していない法人が18,594法人と、全体の9割以上を占めている。株式を保有している1,266法人の中で、ポートフォリオ運用を行っている法人が301法人、基本財産として保有している財団法人が553法人、法律による指定で保有している法人数が9法人、その他の理由で保有している法人が542法人であった。

表2-2-36 株式の保有状況別法人数

所管官庁		全法人数		財団法人のみ対象		全法人（社団法人+財団法人）が対象					
		保有なし法人数	割合(%)	基本財産	割合（対財団法人%）	ポートフォリオ運用	割合(%)	法律による指定	割合(%)	その他	割合(%)
国所管	社 団	2,935	2,797	-	-	18	0.6	0	0.0	120	4.1
	財 団	2,057	1,767	200	9.7	93	4.5	2	0.1	51	2.5
	合 計	4,992	4,564	200	-	111	2.2	2	0.0	171	3.4
都道府県所管	社 団	7,859	7,600	-	-	46	0.6	3	0.0	217	2.8
	財 団	7,092	6,508	353	5.0	145	2.0	4	0.1	158	2.2
	合 計	14,951	14,108	353	-	191	1.3	7	0.0	375	2.5
全体	社 団	10,745	10,351	-	-	64	0.6	3	0.0	334	3.1
	財 団	9,115	8,243	553	6.1	237	2.6	6	0.1	208	2.3
	合 計	19,860	18,594	553	-	301	1.5	9	0.0	542	2.7
前年全体合計		22,783	21,212	781	-	382	1.7	9	0.0	581	2.6

(注) 株式には、有限会社の持分を含む。

指導監督基準においては、閣議決定のあった平成8年の時点で株式を保有していた法人で、必要な努力を行ったにもかかわらず処分が困難な株式等を保有しているものについては、保有している法人名、保有している理由など、その実態を明らかにすることとされている。これに基づき、平成23年12月1日現在で処分が困難な株式等を保有している特例民法法人を調査した結果は、資料64のとおりである。

## (情報公開の状況)

## 指導監督基準

1. 公益法人は、次の業務及び財務等に関する資料を主たる事務所に備えて置き、原則として、一般の閲覧に供すること。

- ① 定款又は寄附行為
- ② 役員名簿
- ③ (社団法人の場合) 社員名簿
- ④ 事業報告書
- ⑤ 収支計算書
- ⑥ 正味財産増減計算書
- ⑦ 貸借対照表
- ⑧ 財産目録
- ⑨ 事業計画書
- ⑩ 収支予算書

2. 所管官庁においては、1に規定する資料を備えて置き、これらについて閲覧の請求があった場合には、原則として、これを閲覧させるものとする。

特例民法法人は、我が国の社会経済において重要な役割を担い、相応の社会的責任を有していることから、情報の開示が重要である。指導監督基準では、業務及び財務等に関する資料を主たる事務所に備えて置き、原則として、一般の閲覧に供することとされている。

情報公開を求められる各項目の公開率の平均は86.8%であった(表2-2-37)。

表2-2-37 情報公開の状況

所管官庁	定款又は寄附行為	役員名簿	平成22年度書類							平成23年度書類		平均
			事業報告書	収支計算書	正味財産増減計算書	貸借対照表	財産目録	社員名簿(社団のみ)	事業計画書	収支予算書		
国所管	社団	99.3	99.4	98.4	97.3	98.0	98.4	98.3	93.7	98.4	98.2	97.9
	財団	98.1	98.4	95.9	94.0	95.5	95.7	95.2	-	95.5	95.2	95.9
	合計	98.8	99.0	97.4	95.9	97.0	97.3	97.0	93.7	97.2	97.0	97.0
都道府県所管	社団	88.9	90.5	85.0	83.5	76.3	80.6	82.3	74.9	85.4	84.4	83.2
	財団	89.1	88.7	85.3	83.9	78.6	82.7	83.9	-	85.0	84.9	84.7
	合計	89.0	89.7	85.2	83.7	77.4	81.6	83.1	74.9	85.2	84.7	83.4
全体	社団	91.7	92.9	88.6	87.2	82.1	85.4	86.6	79.9	88.9	88.1	87.2
	財団	91.1	90.9	87.6	86.1	82.3	85.6	86.4	-	87.3	87.2	87.2
	合計	91.4	92.0	88.2	86.7	82.2	85.5	86.5	79.9	88.2	87.7	86.8
前年全体合計		92.3	92.7	89.0	87.8	83.0	86.2	87.4	80.3	89.0	88.5	87.6

(注) 1 平均は、定款又は寄附行為・役員名簿・事業報告書・収支計算書・正味財産増減計算書・貸借対照表・財産目録・社員名簿(社団のみ)・事業計画書・収支予算書の公開割合の単純平均  
2 各項目の割合は、「法人数」を分母として計算

また、「インターネットによる公益法人のディスクロージャーについて」（平成13年8月28日公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申合せ）に基づき、各府省は所管特例民法法人に対し、最新の業務・財務等に関する資料をインターネットで公開するよう要請している。また、都道府県においても、同様の要請が行われている。

平成23年12月1日時点のホームページ開設状況を示したものが表2-2-38である。これによると、国所管法人のホームページ開設率は90.3%（前年比0.4ポイント増）、都道府県所管法人のホームページ開設率は61.8%（前年比1.8ポイント増）であった。

表2-2-38 ホームページの開設及び項目別掲載状況

所管官庁	法人種別	法人数	開設法人数		定款・寄附行為	役員名簿	事業報告書	収支計算書	正味財産増減計算書	貸借対照表	財産目録	社員名簿(社団のみ)	事業計画書	収支予算書
			割合(%)											
国所管	社団	2,935	2,707	92.2	82.4	85.1	79.6	78.4	77.8	79.6	76.6	63.9	79.8	79.6
	財団	2,057	1,800	87.5	77.4	80.6	73.7	71.1	73.4	74.3	71.3	-	73.1	71.6
	合計	4,992	4,507	90.3	80.3	83.2	77.2	75.4	76.0	77.4	74.4	63.9	77.0	76.3
都道府県所管	社団	7,859	5,378	68.4	26.0	38.1	21.9	18.5	17.1	18.3	16.9	22.2	23.8	18.7
	財団	7,092	3,864	54.5	31.0	32.3	28.7	26.9	27.8	29.2	26.4	-	28.9	27.0
	合計	14,951	9,242	61.8	28.4	35.3	25.1	22.5	22.2	23.5	21.4	22.2	26.2	22.6
全体	社団	10,745	8,039	74.8	41.1	50.7	37.3	34.5	33.3	34.7	32.9	33.3	38.8	35.0
	財団	9,115	5,634	61.8	41.3	43.0	38.7	36.7	37.9	39.2	36.3	-	38.7	36.9
	合計	19,860	13,673	68.8	41.2	47.2	38.0	35.5	35.4	36.8	34.5	33.3	38.7	35.8
前年全体合計		22,783	15,457	67.8	41.3	47.0	38.6	36.4	35.9	37.2	34.9	32.8	39.2	36.3

(注) 1 「法人数」及び「開設法人数」の「合計」は、共管重複分を除く実数。  
2 各項目の割合は、「法人数」を分母として計算。

(所管官庁への書類提出状況)

所管官庁は、所管法人の事業の実施状況、財務・会計の状況等の把握を行い、適切な指導監督を行うための基礎資料を得るため、事業計画書、収支予算書、事業報告書、計算書類（収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表、財産目録）等の書類の提出を所管法人に対して義務付けている。

所管官庁への書類提出状況を示したものが表2-2-39である。

表2-2-39 所管官庁への書類提出状況

所管官庁	法人種別	平成22年度書類						平成23年度書類		平均
		事業報告書	収支計算書	正味財産増減計算書	貸借対照表	財産目録	社員名簿(社団のみ)	事業計画書	収支予算書	
国所管	社団	99.0	98.2	98.5	98.9	99.0	93.6	98.9	98.9	98.1
	財団	97.2	96.1	97.0	97.1	97.3	-	97.4	97.4	97.1
	合計	98.2	97.3	97.8	98.2	98.3	93.6	98.3	98.2	97.5
都道府県所管	社団	96.5	95.4	85.1	91.1	94.0	81.4	96.0	95.9	91.9
	財団	95.3	94.7	87.5	92.3	94.5	-	94.4	95.0	93.4
	合計	95.9	95.0	86.2	91.7	94.2	81.4	95.2	95.5	91.9
全体	社団	97.2	96.2	88.9	93.3	95.4	84.9	96.8	96.8	93.7
	財団	95.8	95.0	89.7	93.5	95.1	-	95.2	95.6	94.3
	合計	96.5	95.6	89.3	93.4	95.3	84.9	96.0	96.2	93.4
前年全体合計		96.7	96.2	89.5	93.6	95.6	85.3	96.2	96.5	93.7

(注) 1 平均は、事業報告書・収支計算書・正味財産増減計算書・貸借対照表・財産目録・社員名簿(社団のみ)・事業計画書・収支予算書の提出割合の単純平均  
2 各項目の割合は、「法人数」を分母として計算

### （立入検査の実施状況）

所管官庁は、職権をもって調査（立入検査）を行うことができることとなっている。立入検査は、通常、特例民法法人の目的となっている事業の実施状況、財務内容、会計処理状況等を、必要に応じて実地に検査し把握するために行われるものである。

立入検査は、法人の日常業務に接することができることから、指導監督の有効な手段の一つであり、「公益法人の指導監督体制の充実等について」（平成13年2月9日公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申合せ）において、少なくとも3年に1回は立入検査を実施するなど定期的に実施すること等が定められている。

表2-2-40は、平成23年度特例民法法人概況調査によって集められた平成22年度までのデータに基づく過去3年間における立入検査の実施状況を示したものである。

表2-2-40 立入検査の実施状況

所管官庁	立入検査の実施状況 (%)			
	20年度	21年度	22年度	20~22年度
国所管合計	41.9	39.5	43.8	97.3
都道府県所管合計	29.9	33.1	29.3	71.8
全体	33.1	34.7	33.1	78.5

(注) 1 本表は、各年度で所管している法人に関するものである。

2 各年度の割合の母数は対応する暦年の12月1日現在の法人数（延べ数）である。ただし、「20~22年度」欄については、平成23年12月1日現在の法人数（延べ数）を母数としている。

同申合せに基づき、平成23年度中に各府省が行った国所管法人に対する立入検査の実施状況を示したものが表2-2-41である。これによると、各府省が立入検査を行った法人は延べ1,970法人で、延べ所管法人数全体（5,312法人）の37.1%であった。このうち改善すべき点があった法人数は939法人（立入検査を実施した法人の47.7%）であった。改善すべき点があるとされた主な指摘事項としては、以下のものが挙げられるが、これらについては、各府省から法人に対し、改善のための指導を適切に行っているところである。

- ◆ 公益事業の規模が総支出額の2分の1に満たない
- ◆ 内部留保の水準が高い
- ◆ 事務処理等に関する規程が整備されていない
- ◆ 情報公開対応が適切に行われていない
- ◆ 同一業界理事が2分の1以上

また、平成21年度から23年度に各府省が立入検査を行った法人は延べ5,168法人で、所管法人数全体（5,312法人）の97.3%であった。

各府省においては、同申合せに基づき、今後とも計画的かつ効果的な立入検査を行っていくことが必要である。

表2-2-41 平成23年度における国所管特例民法法人に対する立入検査の実施状況

(平成24年3月31日現在)

府 省 名	所管法人数	平成23年度立入検査実施法人数		平成21年度～23年度立入検査実施法人数	平成21年度～23年度立入検査実施率(%) (平成21～23年度実施法人数/所管法人数×100)
		平成23年度に改善すべき点のあった法人数	平成23年度に改善すべき点のなかった法人数		
内閣府	53	12	9	53	100.0
警察庁	33	14	3	33	100.0
金融庁	96	42	30	91	94.8
消費者庁	10	1	1	※ 10	100.0
総務省	246	96	44	244	99.2
法務省	115	62	13	115	100.0
外務省	157	34	8	149	94.9
財務省	563	247	65	563	100.0
文部科学省	1,346	395	267	1,259	93.5
厚生労働省	759	214	87	728	95.9
農林水産省	350	220	144	350	100.0
経済産業省	544	163	78	543	99.8
国土交通省	962	461	182	959	99.7
環境省	62	7	5	59	95.2
防衛省	16	6	3	16	100.0
合計	5,312	1,974	939	5,172	97.4

- (注) 1 各府省の立入検査の頻度は、年1回、2年に1回、3年に1回など、府省ごとの実施計画によりそれぞれ差異がある。  
 2 立入検査の検査基準等は、各府省が申合せに基づき、それぞれの実情に応じ定めており、改善すべき点の有無についても各府省がそれぞれ判断を行っている。  
 3 合計欄の各法人数は、共管による重複を含む延べ数である。  
 4 平成21年度～23年度立入検査実施率は、各府省の所管法人数のうち少なくとも1回以上実施した法人の割合である。なお、各府省の未実施の法人は、新法人への移行、解散予定、法人業務の都合等により実施困難等となった法人である。  
 ※ 消費者庁は平成21年9月発足のため、平成20年4月1日～平成21年8月31日に立入検査を実施した法人数は、移管前の府省庁等の実績によるものである。

(平成24年3月31日現在)

府 省 名	平成23年度に改善すべき点のあった法人数				
	法人運営面で改善すべき点のあった法人数	事業の内容・実施等の面で改善すべき点のあった法人数	財務・会計面で改善すべき点のあった法人数	その他	
内閣府	9	8	4	8	1
警察庁	3	1	0	2	0
金融庁	30	29	6	9	0
消費者庁	1	1	1	1	0
総務省	44	27	17	31	0
法務省	13	3	5	11	2
外務省	8	4	4	7	0
財務省	65	29	10	53	0
文部科学省	267	208	63	188	0
厚生労働省	87	59	28	56	0
農林水産省	144	116	35	97	3
経済産業省	78	45	27	53	0
国土交通省	182	107	67	112	0
環境省	5	3	2	3	0
防衛省	3	2	0	1	0
合計	939	642	269	632	6

- (注) 1 立入検査の検査基準等は、各府省が申合せに基づき、それぞれの実情に応じ定めており、改善すべき点の有無や指摘事項の内訳の内容についても各府省がそれぞれ判断を行っている。  
 2 複数の面で改善すべき点があった法人が存在するため、各内訳の合計と「平成23年度に改善すべき点のあった法人数」とは一致しない。  
 3 合計欄の各法人数は、共管による重複を含む延べ数である。

### (指導監督の実施状況)

特例民法法人に対する立入検査の実施状況については、上記のとおりであるが、平成22年12月2日から23年12月1日の期間における国所管の特例民法法人に対する所管官庁からの指導監督の状況は、以下のとおりとなっている。

各府省において、合計で延べ1,035法人に対して3,537件の指導監督が行われ、「各法人において対応を行った又は行う予定時期」のうち平成22年度から24年度に対応を行うものの合計が3,010件(85.1%)となっており、大部分の指導監督事項が平成24年度中に対応済み又は対応予定となっている。

表2-2-42 各府省における指導監督の全体像

指導監督対象法人										
	社団法人	財団法人	合計							
対象法人数	577	458	1035							
指導の対象分類										
	指導監督件数の合計	1 設立目的に係るもの	2 事業内容	3 名称	4 役員	5 社員総会又は評議会	6 財務及び会計	7 株式の保有・資産運用	8 情報公開	9 その他
社団	1,815	4	222	0	301	135	842	18	117	248
財団	1,722	2	222	2	379	146	650	31	106	245
全体	3,537	6	444	2	680	281	1,493	49	223	493
	100.0%	0.2%	12.6%	0.1%	19.2%	7.9%	42.2%	1.4%	6.3%	13.9%

(注)指導監督件数の合計は、複数分野に及ぶ指導監督があるため、対象分類別の合計と一致しない。

指導監督を行うに当たって根拠となる法令・決定・申合せ等								
	指導監督件数の合計	a 民法又は法人法	b 指導監督基準	c 公益法人会計基準	d ディスクロージャー	e 改革実施計画	f 公務員制度大綱	g その他
社団	1,815	148	730	285	100	5	19	606
財団	1,722	59	751	246	95	6	6	609
全体	3,537	207	1,481	531	195	11	25	1,215
	100.0%	5.9%	41.9%	15.0%	5.5%	0.3%	0.7%	34.4%

(注)指導監督の件数に合計は、複数の根拠に基づく指導監督があるため、法令・決定・申し合わせ等の合計と一致しない。

※法令・決定・申し合わせ等の名称

a:旧民法及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)

b:「公益法人の設立許可及び指導監督基準」(平成8年9月20日閣議決定)及び「公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用指針」について(平成8年12月19日公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申合せ)

c:「公益法人会計基準」(平成16年10月14日公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議申合せ)及び「公益法人会計基準の運用指針について」(平成17年3月23日公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議幹事会申合せ)

d:「インターネットによる公益法人のディスクロージャーについて」(平成13年8月28日公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申合せ)

e:「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」(平成14年3月29日閣議決定)

f:「公務員制度改革大綱に基づく措置について」(平成14年3月29日公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申合せ)

g:その他

各法人において対応を行った又は行う予定時期						
	指導監督件数の合計	22年度	23年度	24年度	25年度以降	その他
社団	1,815	266	931	352	64	202
財団	1,722	204	883	374	79	182
全体	3,537	470	1,814	726	143	384
	100.0%	13.3%	51.3%	20.5%	4.0%	10.9%

### (休眠法人及び所管不明法人)

これまでに説明した特例民法法人は、基本的には、所管官庁の監督の下、現在活動している特例民法法人の数であり、これ以外に、「休眠法人」及び「所管不明法人」が存在している。

休眠法人及び所管不明法人の存在は、買収等により役員に就任した者による目的外事業の実施や、税法上の優遇措置を利用した収益事業の実施など、特例民法法人制度の悪用を招くおそれがあるものであり、このような法人に対しては、迅速かつ適切な対応が必要である。

このうち、休眠法人とは、次のような要件等を総合的に勘案して、所管官庁によって認定されたものであ

る。

- 引き続き3年以上事業を行っていないこと。
- 理事が存在しないこと又はその任期が3年以上前に満了していること。
- 各省庁等への報告、届出等を引き続き3年以上怠っていること。

これらの休眠法人については、「休眠法人の整理に関する統一的基準」（昭和60年9月17日公益法人指導監督連絡会議決定）等に基づき、整理促進を図っているところである。

表2-2-43 休眠法人数の推移

	平成13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年
国所管	6	6	6	6	10	10	6	7	9	14	13
都道府県所管	214	202	143	133	135	132	134	138	136	125	127
合計	220	208	149	139	145	142	140	145	145	139	140

（注）平成19年までは各年10月1日現在、平成20年以降は12月1日現在

一方、所管不明法人とは、先の大戦の社会的混乱等種々の理由から、各官庁において把握されていなかったが、登記はされていたものである。旧総理府が平成7年度に調査を実施した結果、全国で約1,860の所管不明法人が存在することが明らかとなった。これらの法人については、登記簿に記載されている各法人の目的と各省庁の所掌事務等を考慮して所管の割振りが行われ、割り振られた所管官庁において処理を進めてきたところである。平成23年12月1日現在の整理状況を調査したところ、処理が終了・確定したものは93.6%（1,756法人）となっている。各所管官庁においては、引き続き未処理の所管不明法人の早急な処理に取り組む必要がある。

表2-2-44 所管不明法人の処理状況

	割振法人数	未処理のもの					処理を終了、又は存続が確定したもの				
		理事確認中等	設立許可取消中等	自主解散指導中等	その他	設立許可取消	自主解散	存続	その他		
国所管 (%)	489	13 (2.7)	1 (0.2)	3 (0.6)	7 (1.4)	2 (0.4)	476 (97.3)	430 (87.9)	17 (3.5)	24 (4.9)	5 (1.0)
知事部局所管 (%)	894	56 (6.3)	5 (0.6)	15 (1.7)	20 (2.2)	16 (1.8)	838 (93.7)	623 (69.7)	99 (11.1)	110 (12.3)	6 (0.7)
教育委員会所管 (%)	499	52 (10.4)	15 (3.0)	6 (1.2)	19 (3.8)	12 (2.4)	447 (89.6)	339 (67.9)	48 (9.6)	55 (11.0)	5 (1.0)
合計 (%)	1,877	121 (6.4)	21 (1.1)	24 (1.3)	46 (2.5)	30 (1.6)	1,756 (93.6)	1,387 (73.9)	164 (8.7)	189 (10.1)	16 (0.9)

（注）各府省から提出された資料を内閣府が整理したものであり、原則として平成23年12月1日現在の状況。

合計は共管を除いた実数である。